桑折町国土強靱化地域計画

桑折町

令和５年６月改訂

目　　次

第１章　はじめに

１　計画策定の趣旨・・・１

２　計画の位置づけ・・・１

３　計画期間・・・１

第２章　基本的な考え方

１　基本目標・・・２

２　事前に備えるべき目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

３　強靭化を推進する上での基本的な方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

４　計画の基本的な検討方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

第３章　桑折町の概要と災害リスク

１　概要・・・４

２　対象とする災害・・５

第４章　計画の策定方針

１　評価の枠組み及び手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

２　リスクシナリオと施策プログラム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

３　脆弱性評価と推進方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３

①大規模自然災害が発生したときでも町民の保護が最大限図られる・・・・・・・・１４

②大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる・・・・・３２

（それがなされない場合の必要な対応を含む）

③大規模自然災害発生直後から必要不可欠な町の行政機能は確保する・・・・・・・４７

④大規模自然災害発生直後から必要不可欠な町の情報通信機能は確保する・・・・・５０

⑤大規模自然災害発生直後であっても、町の経済活動（サプライチェーンを含む）

を機能不全に陥らせない・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５３

⑥大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、

ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの

早期復旧を図る・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６０

⑦制御不能な二次災害を発生させない・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７２

⑧大規模自然災害発生直後であっても、町の地域社会・経済が迅速に再建・回復

できる条件を整備する・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８４

第５章　計画の推進体制

１　計画の推進・・・９１

２　進捗管理と見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９１

第１章　　はじめに

１　計画策定の趣旨

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波による災害（以下「東日本大震災」という。）は、多くの人的被害及び建物被害に加え、道路などの基幹的な交通基盤の分断、上下水道施設の壊滅的被害など、産業･交通･生活基盤において、町内全域に甚大な被害をもたらしました。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故による災害（以下「原子力災害」という。）は、若い世代を中心とした県外への人口流出や県内全域のあらゆる産業に及ぶ風評を発生させるなど、本町の基盤を根底から揺るがす事態を引き起こしました。

こうした中、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策の総合的、計画的な実施によって大規模自然災害等に備えることを目的として、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。)」が制定され、国は平成 26 年 6 月に基本法第 10 条の規定に基づく国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）を策定し、国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するための枠組みが整備されました。

本町においても、東日本大震災から得た教訓を踏まえ、いかなる大規模自然災害等が発生しようとも、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに復旧・復興できるしなやかさ」を備えた強靭な地域社会を構築し、安全で安心なまちづくりを推進するための指針として、「桑折町国土強靭化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

２　計画の位置づけ

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靭化地域計画として、国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、策定するものであり、「桑折町総合計画」や「桑折町まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「桑折町地域防災計画」等をはじめとする様々な分野の計画等との調和を図りつつ、「強くしなやかなまちづくり」という観点において各種計画等の指針となるものです。

３　計画期間

本計画が対象とする期間は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間とします。その後は、計画期間中においても、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて柔軟に見直しを行います。

第２章　　基本的な考え方

１　基本目標

国の基本計画を踏まえ、本町における強靭化を推進する上での基本目標として、次の４項目を設定します。

①　人命の保護が最大限図られること

②　町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること

③　町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化

④　迅速な復旧復興が図られること

２　事前に備えるべき目標

本計画の基本目標を達成するため、事前に備えるべき目標として次の８項目を設定します。

①　大規模自然災害が発生したときでも町民の保護が最大限図られる
②　大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速かつスムーズに行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
③　大規模自然災害発生直後から、必要不可欠な町の行政機能は確保する
④　大規模自然災害発生直後から、必要不可欠な町の情報通信機能は確保する
⑤　大規模自然災害発生直後であっても、町の経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
⑥　大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
⑦　制御不能な二次災害を発生させない
⑧　大規模自然災害発生直後であっても、町の地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

３　強靭化を推進する上での基本的な方針

国の国土強靭化の理念及び基本計画並びに福島県の地域計画を踏まえ、次の基本的な方針に基づき、本町における強靭化を推進します。

（１）強靭化の取組姿勢

〇本町の強靭性を損なう本質的原因について、あらゆる側面から検討します。
〇短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組みます。
〇地域の特性を踏まえて、地域間が相互に連携・補完し合うことにより、各地域の活力を高めつつ、本町全体の災害等に対する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化します。

（２）適切な施策の組み合わせ

○ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進します。

○国、福島県、桑折町、町民及び民間事業者等が適切な相互連携と役割分担の下、「自助」・「共助」・「公助」の取組を推進し、地域防災力の向上に取り組みます。

○非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫します。

（３）効率的な施策の推進

○既存の社会資本の有効活用、施設等の適切な維持管理、国・福島県や本町の施策及び民間資金の活用等により、限られた財源において効率的に施策を推進します。

（４）地域の特性に応じた施策の推進

○人口減少や少子高齢化、産業・交通事情等、地域の特性や課題に応じ、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者及び外国人等に配慮した施策を講じます。

○原子力災害からの復興・再生を中心として、福島県が取り組む医療、福祉、教育の確保、風評払拭・風化防止について、本町においても強化していく必要があります。

○人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、地域において強靭化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めます。

○自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮します。

4　計画の基本的な検討方法

本計画の検討は、「国土強靭化地域計画策定ガイドライン」に示された手法を用い、次の STEP1 から STEP5 の手順で検討を行いました。

なお、策定した計画については、PDCA サイクルによる見直しを適宜行います。

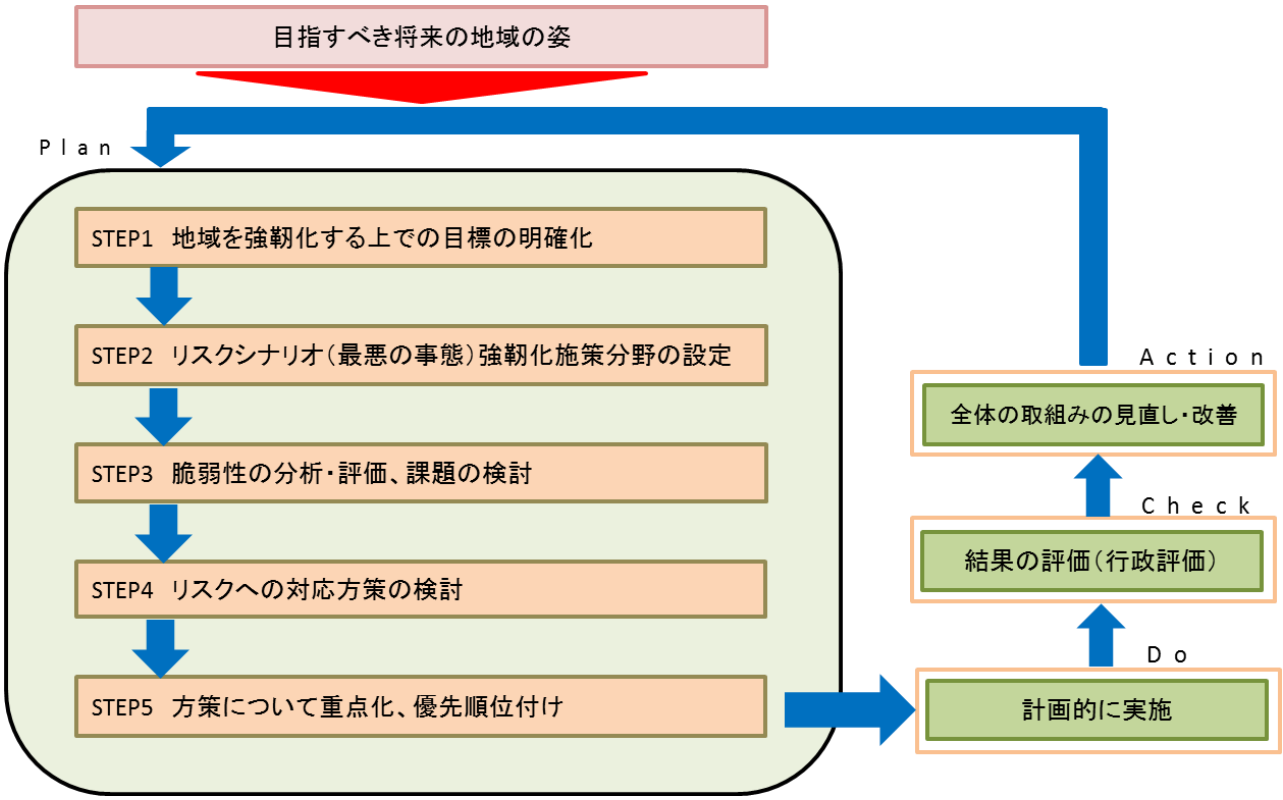

第３章　桑折町の概要と災害リスク

１　概要

（１）位置

本町は、福島県中通り地方北部、伊達郡の西北部に位置し、東は伊達市、西は福島市、南は伊達市、北は伊達郡国見町と宮城県白石市に接する東西約 9.3 ㎞、南北約 8.3 ㎞、総面積 42.97ｋ㎡を有する緑豊かな自然と数多くの史跡や文化に恵まれた町であり、福島市中心部まで約 13 ㎞の距離にあります。

（２）気候・気象

本町の気候は、福島盆地に位置するため最高気温と最低気温の年交差が大きいことが特徴です。平成 20 年から平成 29 年の 10 年間は、年間平均気温 13.6℃、最高気温 37.4℃、最低気温-5.7℃となっています。夏は高温多湿、冬は奥羽山脈の影響により比較的降雪量も多く、年降水量は約 1,000mm と気温、雨量とともに内陸的特徴を示しています。降霜は、初霜が 10 月下旬、終霜が 5 月中旬であります。

（３）地形、地勢、地質

本町の地形は、福島盆地の一端を形成し、西北部は奥羽系半田山（標高 863m）を中心とする山地部、東南部は、町の東端を南北に流れる一級河川阿武隈川添いの平坦地となっています。

地勢は、西北半部が半田山から連なる丘陵地であり、その中央部を産ヶ沢川、佐久間川、普蔵川が流れ、東南半分には阿武隈川添いに扇状台地の平坦地がひらけており、旧桑折町の市街地はその扇状地に形成されています。

地質は、山地丘陵部が第三、四紀の洪積層、阿武隈川添いの平坦地は第四紀沖積層なっています。

（４）人口

本町の人口は、昭和 30 年の合併後から昭和 60 年にかけて、15,000 ～ 16,000 人程度で推移していましたが、その後、減少傾向を示し令和 2 年 6 月 1 日現在は 11,655 人（住民基本台帳）となっています。

（５）交通環境

本町の交通環境は、町の中央部を南北に東北物流の大動脈である一般国道 4 号、東北縦貫自動車道（最寄 IC：国見・福島飯坂）、JR 東北本線（桑折駅）及び東北新幹線（最寄駅：福島駅）が縦貫しています。福島市中心部までは車で 25 分の距離にあり、JR 桑折駅から福島駅までは約 14 分と交通の利便性に恵まれています。また、東日本大震災からの復興に向けリーディングプロジェクトとなる復興支援道路の一つとして、東北縦貫自動車道と相馬地方を結ぶ東北中央自動車道（福島～相馬間）の整備が進められています。

2　対象とする災害

福島県は今後、県本土に甚大な被害をもたらすことが想定される自然災害全般をリスクの対象として評価を実施しました。本町もこれを参考とし、過去に発生した自然災害を今後甚大な被害をもたらす「想定する災害リスク」として設定します。

想定する災害リスク

①地震

②豪雨・暴風雨（洪水・土砂災害）

③豪雪・暴風雪

◇過去に発生した主な自然災害

発生年月日	種別	要因	発生個所	被害状況
昭和53年6月12日	地震	宮城県沖地震	桑折町一帯	表１
昭和61年8月5日	水害	集中豪雨	桑折町一帯	床上浸水(28棟)　床下浸水(48棟) 田冠水(26ha)　畑冠水(50.4ha) 被災人口(141人)
平成10年8月29日	水害	集中豪雨	桑折町一帯	表２
平成23年3月11日	地震	東日本大震災	桑折町一帯	表３
令和元年10月12日	水害	令和元年東日本台風	桑折町一帯	床上浸水(7棟)　床下浸水(10棟) 被災人口(38人)

表１　宮城県沖地震被害状況

		桑折	睦合	伊達崎	半田	合計
住家	棟数（棟）	164	117	166	278	725
	被害額（千円）	14,084	6,200	9,556	88,915	118,755
非住家	棟数（棟）	91	50	145	158	444
	被害額（千円）	17,374	4,709	10,635	30,461	63,179
その他	石塀（件）	615	7	133	383	1,138
	ブロック塀（件）	37	8	65	25	135
	木塀（件）			17		17
	被害額（千円）	3,821	755	985	2,540	8,101

表２　平成10年8月29日集中豪雨による災害

１. 被害の状況

被害区分		被害形態等		
住家被害	床上浸水	**１８棟　１８世帯　８１人** ・北沢町内会　２棟　２世帯　９人 ・道林町内会　１４棟　１４世帯　６６人 ・前屋敷町内会　２棟　２世帯　６人		
	床下浸水	**１６棟　１６世帯　７０人** ・北沢町内会　３棟　３世帯　１３人 ・道林町内会　６棟　６世帯　２８人 ・前屋敷町内会　４棟　４世帯　２３人 ・大畑町内会　２棟　２世帯　４人 ・下郡下町内会　１棟　１世帯　２人		
非住家		**４５棟** ・北沢町内会　１２棟　・前屋敷町内会　９棟 ・道林町内会　１７棟　・大畑町内会　７棟		
その他の被害	土砂崩れ	**３９ヶ所** ・睦合地区　１０ヶ所 ・伊達崎地区　１６ヶ所 ・半田地区　１３ヶ所		**被害額** **７５，４５７千円**
	路面先掘、崩壊、陥没	**１２ヶ所** ・睦合地区　５ヶ所 ・伊達崎地区　２ヶ所 ・半田地区　５ヶ所		
	水路崩壊	**５ヶ所** ・半田地区　５ヶ所		
	亀　　裂	**３ヶ所** ・睦合地区　２ヶ所 ・伊達崎地区　１ヶ所		
	流　　失	**４ヶ所** ・半田地区　４ヶ所		
	農業被害	**被害面積　６４．７ｈａ　被害額　１２８，８６７千円** ・水陸稲　２６．６ｈａ　２３，４８６千円 ・野菜　２．３ｈａ　４２，４７９千円 ・果樹　３５．８ｈａ　６２，９０２千円		

２．応急対策

避難勧告 避難勧告解除	８月２９日（土）　２３時３０分 ９月　１日（火）　１４時００分
避難場所	桑折町中央公民館
避難勧告世帯	**５０世帯　１７６人** ・北沢町内会　４世帯　１４人　・下上町内会　１世帯　２人 ・道林町内会　２１世帯　７８人　・下郡下町内会　１世帯　３人 ・前屋敷町内会　４世帯　２２人　・南町内会　１世帯　４人 ・大畑町内会　１２世帯　４１人　・内ノ馬場町内会　１世帯　３人 ・根岸町内会　２世帯　６人　・御免町町内会　１世帯　１人 ・南郷町内会　２世帯　２人

表３　平成23年3月11日発生の東日本大震災被害発生状況

		桑折	睦合	伊達崎	半田	合計
住家	全壊	14	7	5	29	55
	大規模半壊	10	1	2	14	27
	半壊	44	20	40	56	160
	一部損壊	434	171	265	327	1,197
	計	502	199	312	426	1,439
非住家	全壊	51	20	74	78	223
	大規模半壊	11	5	5	8	29
	半壊	37	19	39	54	149
	一部損壊	121	98	124	146	489
	計	220	142	242	286	890
総数	全壊	65	27	79	107	278
	大規模半壊	21	6	7	22	56
	半壊	81	39	79	110	309
	一部損壊	555	269	389	473	1,686
	計	722	341	554	712	2,329

◇過去に発生した町内の被害状況

東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日）

住宅倒壊状況（北町地区）

道路崩落状況（下成田地区）

令和元年東日本台風（令和元年 10 月 12 日）

佐久間川氾濫状況（伊達崎地区）

西根堰溢水状況（北沢地区）

第４章　　計画の策定方針

１　評価の枠組み及び手順

本計画は大規模自然災害等に対し、強くしなやかな地域にするため、災害に対する本町が抱える課題・弱点（脆弱性）を洗い出し、現行施策に分析・評価した内容を反映させることで効率的・効果的な施策の策定を可能とします。脆弱性評価を踏まえた施策の推進方針は地域の強靭化に必要なプロセスと考えることから、下記の行程で計画を策定します。

【計画策定行程】

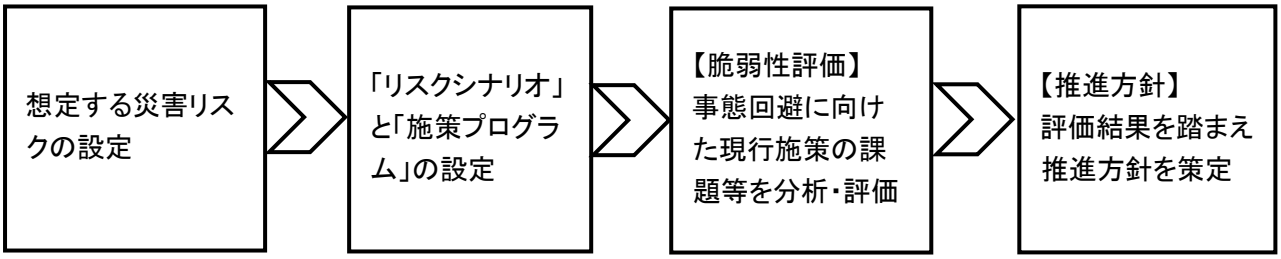

（１）本計画の対象とする災害リスク

過去の町内で発生した自然災害による被害状況を鑑み、各種災害に関する発生確率や被害想定を踏まえ、今後、本町に甚大な被害をもたらす可能性がある大規模自然災害全般について、本計画において「想定する災害リスク」の対象としました。

（２）「起きてはならない最悪の事態」の設定

第 2 章で設定した 8 つの「事前に備えるべき目標」を妨げる事態として、海に面していない本町の地域特性を踏まえ、仮に起きたとすれば致命的な影響が生じるものと想定される事態を「リスクシナリオ」として設定しました。

2　リスクシナリオと施策プログラム

（1）リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」

事前に備えるべき目標の妨げとなる「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を以下のように設定しました。

	事前に備えるべき目標	リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」	
①	大規模自然災害が発生したときでも町民の保護が最大限図られる	①－１	地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生
		①－２	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		①－３	土砂災害等による多くの死傷者の発生
		①－４	暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生
		①－５	情報伝達の不備、過失等でスムーズな伝達ができず、避難等が遅れることによる多くの死傷者の発生
②	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速かつスムーズに行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	②－１	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		②－２	大規模災害等による多数かつ長期的な孤立集落等の発生
		②－３	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		②－４	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺
		②－５	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
③	大規模自然災害発生直後から、必要不可欠な町の行政機能は確保する	③－１	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
④	大規模自然災害発生直後から、必要不可欠な町の情報通信機能は確保する	④－１	電力供給停止等による防災・災害対策に必要な情報通信の麻痺・長期停止
⑤	大規模自然災害発生直後であっても、町の経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	⑤－１	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞
		⑤－２	食料等の安定供給の停滞
⑥	大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	⑥－１	電気・ガス等のエネルギー供給機能の長期的な停止
		⑥－２	上下水道等の長期間にわたる機能停止
		⑥－３	町の基幹交通及び地域交通ネットワークが分断する事態
		⑥－４	異常渇水等による用水の供給途絶
⑦	制御不能な二次災害を発生させない	⑦－１	ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全や土砂災害による多数の死傷者の発生
		⑦－２	原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく
		⑦－３	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		⑦－４	風評等による地域経済等への深刻な影響
⑧	大規模自然災害発生直後であっても、町の地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	⑧－１	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		⑧－２	復旧・復興を担う人材の絶対的な不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		⑧－３	地域コミュニティの衰退により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		⑧－４	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

（２）施策プログラムの考え方

施策プログラムは、リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、施設の老朽化対策や耐震化などの「ハード施策」と、情報発信、防災訓練、防災教育などの「ソフト施策」を適切に組み合わせ、下記表の赤枠内のとおりとします。

（３）施策プログラムの重点化

本計画の実効性を確保するため、県計画との調和も図りながら、緊急性や優先度の高い施策プログラムを重点化とします。

強靭化のための施策プログラム				
①大規模自然災害が発生したときでも町民の保護が最大限図られる				
	①-1地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生			
		①-1-1	住宅（公営住宅）の耐震化等	重点
		①-1-2	町有施設（庁舎等）の耐震化等	重点
		①-1-3	教育施設の耐震化等	重点
		①-1-4	社会福祉施設の耐震化等	重点
		①-1-5	橋梁施設の耐震対策等	重点
		①-1-6	空家等対策の推進	重点
		①-1-7	消防団の充実・強化	重点
	①-2異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水			
		①-2-1	河川管理施設の整備等	重点
		①-2-2	ダム管理における本町と伊達西根土地改良区との連携・協力・情報共有等	重点
		①-2-3	湛水防除施設の整備等	重点
		①-2-4	警報・注意報による水害・土砂災害からの避難体制の充実	重点
	①-3土砂災害等による多くの死傷者の発生			
		①-3-1	ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備	重点
		①-3-2	治山関係施設の整備等	重点
	再掲	①-3-3	警報・注意報による水害・土砂災害からの避難体制の充実	重点
	①-4暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生			
		①-4-1	豪雪対策関係機関との雪害防止対策に係る情報共有及び連携体制の強化	重点
		①-4-2	道路の防雪施設の整備	重点
		①-4-3	道路の除雪体制等の確保	重点
	①-5情報伝達の不備、過失等でスムーズな伝達ができず、避難等が遅れることによる多くの死傷者の発生			
		①-5-1	住民等への情報伝達体制の強化	重点
		①-5-2	避難行動要支援者対策の推進	重点
		①-5-3	福祉避難所の充実・確保	重点
		①-5-4	訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化	重点
		①-5-5	在留外国人に対する多言語による情報提供	重点
		①-5-6	自助・共助の取り組み促進	重点
		①-5-7	自主防災組織等の強化	重点
		①-5-8	東日本大震災・原子力災害を踏まえた防災教育の推進	重点
		①-5-9	学校における災害対応行動マニュアルの作成支援	重点
		①-5-10	震災教訓の伝承・風化防止	重点

②大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速かつスムーズに行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）				
	②-1被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止			
		②-1-1	応急給水体制の整備	重点
		②-1-2	上水道施設の防災・減災対策	重点
		②-1-3	物資供給体制の充実・強化	重点
		②-1-4	非常用物資の備蓄	重点
		②-1-5	大規模災害時における広域応援体制の充実・強化	重点
		②-1-6	緊急輸送道路等の防災・減災対策	重点
		②-1-7	迂回路となり得る農道・林道の整備	重点
	再掲	②-1-8	自助・共助の取り組み促進	重点
	②-2大規模災害等による多数かつ長期的な孤立集落等の発生			
	再掲	②-2-1	ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備	重点
	再掲	②-2-2	緊急輸送道路等の防災・減災対策	重点
	再掲	②-2-3	迂回路となり得る農道・林道の整備	重点
	②-3警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足			
	再掲	②-3-1	訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化	重点
	再掲	②-3-2	大規模災害時における広域応援体制の充実・強化	重点
	再掲	②-3-3	消防団の充実・強化	重点
	②-4医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺			
		②-4-1	災害時の医療支援体制の強化	重点
	再掲	②-4-2	社会福祉施設の耐震化等	重点
	再掲	②-4-3	福祉避難所の充実・確保	重点
	②-5被災地における疫病・感染症等の大規模発生			
		②-5-1	感染症予防措置の推進	重点
		②-5-2	下水道業務継続計画（ＢＣＰ）の推進	重点
		②-5-3	下水道施設の維持管理	重点
		②-5-4	単独処理浄化槽からの合併処理浄化槽への転換促進	重点
		②-5-5	伝染病対策の充実・強化	重点
③大規模自然災害発生直後から、必要不可欠な町の行政機能は確保する				
	③-1行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下			
		③-1-1	業務継続に必要な体制の整備	重点
		③-1-2	防災拠点施設の機能確保	重点
	再掲	③-1-3	町有施設（庁舎等）の耐震化等	重点
	再掲	③-1-4	訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化	重点
	再掲	③-1-5	大規模災害時における広域応援体制の充実・強化	重点
④大規模自然災害発生直後から、必要不可欠な町の情報通信機能は確保する				
	④-1電力供給停止等による防災・災害対策に必要な情報通信の麻痺・長期停止			
	再掲	④-1-1	防災拠点施設の機能確保	重点
		④-1-2	情報システムの業務継続体制（ＩＣＴ－ＢＣＰ）の強化	重点
		④-1-3	情報通信設備の耐災害性の強化	重点
		④-1-4	多様な通信手段の確保	重点
	再掲	④-1-5	住民等への情報伝達体制の強化	重点

⑤大規模自然災害発生直後であっても、町の経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない				
	⑤-1サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞			
		⑤-1-1	高規格幹線道路・地域高規格道路等の整備	重点
	再掲	⑤-1-2	緊急輸送道路等の防災・減災対策	重点
	再掲	⑤-1-3	迂回路となり得る農道・林道の整備	重点
	再掲	⑤-1-4	橋梁施設の耐震対策等	重点
	⑤-2食料等の安定供給の停滞			
	再掲	⑤-2-1	高規格幹線道路・地域高規格道路等の整備	重点
	再掲	⑤-2-2	緊急輸送道路等の防災・減災対策	重点
	再掲	⑤-2-3	迂回路となり得る農道・林道の整備	重点
		⑤-2-4	食料生産基盤の整備	重点
		⑤-2-5	農業水利施設の適正な保全管理	重点
⑥大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る				
	⑥-1電気・ガス等のエネルギー供給機能の長期的な停止			
		⑥-1-1	災害時応援体制の整備（エネルギー供給等）	重点
		⑥-1-2	再生可能エネルギーの導入拡大	重点
	⑥-2上下水道等の長期間にわたる機能停止			
	再掲	⑥-2-1	上水道施設の防災・減災対策	重点
	再掲	⑥-2-2	下水道業務継続計画（ＢＣＰ）の推進	重点
	再掲	⑥-2-3	下水道施設の維持管理	重点
	再掲	⑥-2-4	単独処理浄化槽からの合併処理浄化槽への転換促進	重点
	⑥-3町の基幹交通及び地域交通ネットワークが分断する事態			
	再掲	⑥-3-1	高規格幹線道路・地域高規格道路等の整備	重点
	再掲	⑥-3-2	緊急輸送道路等の防災・減災対策	重点
	再掲	⑥-3-3	迂回路となり得る農道・林道の整備	重点
	再掲	⑥-3-4	橋梁施設の耐震対策等	重点
	再掲	⑥-3-5	ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備	重点
	再掲	⑥-3-6	道路の防雪施設の整備	重点
	再掲	⑥-3-7	道路の除雪体制等の確保	重点
	再掲	⑥-3-8	河川管理施設の整備等	重点
	⑥-4異常渇水等による用水の供給途絶			
		⑥-4-1	渇水時における情報共有体制の確保	重点

⑦制御不能な二次災害を発生させない				
	⑦-1ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全や土砂災害による多数の死傷者の発生			
	再掲	⑦-1-1	農業水利施設の適正な保全管理	重点
	再掲	⑦-1-2	ダム管理における本町と伊達西根土地改良区との連携・協力・情報共有等	重点
	再掲	⑦-1-3	河川管理施設の整備等	重点
	再掲	⑦-1-4	ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備	重点
	⑦-2原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく			
		⑦-2-1	放射線モニタリング体制の確保	重点
		⑦-2-2	様々な教育分野と関連した放射線教育の推進	重点
	再掲	⑦-2-3	震災教訓の伝承・風化防止	重点
	⑦-3農地・森林等の荒廃による被害の拡大			
	再掲	⑦-3-1	食料生産基盤の整備	重点
	再掲	⑦-3-2	治山関係施設の整備等	重点
		⑦-3-3	災害に強い森林の整備	重点
	再掲	⑦-3-4	農業水利施設の適正な保全管理	重点
		⑦-3-5	鳥獣被害防止対策の充実・強化	重点
		⑦-3-6	農業の担い手確保・育成	重点
	⑦-4風評等による地域経済等への深刻な影響			
		⑦-4-1	風評等の防止に向けた適切な情報発信・販売対策等	重点
	再掲	⑦-4-2	放射線モニタリング体制の確保	重点
	再掲	⑦-4-3	伝染病対策の充実・強化	重点
⑧大規模自然災害発生直後であっても、町の地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する				
	⑧-1大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態			
		⑧-1-1	災害廃棄物処理計画の策定・推進	重点
		⑧-1-2	災害廃棄物等の処理・収集運搬体制の充実・強化	重点
	⑧-2復旧・復興を担う人材の絶対的な不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態			
	再掲	⑧-2-1	大規模災害時における広域応援体制の充実・強化	重点
		⑧-2-2	災害時応援協定締結者との連携強化	重点
		⑧-2-3	災害・復興ボランティア関係団体との連携強化	重点
	⑧-3地域コミュニティの衰退により復旧・復興が大幅に遅れる事態			
	再掲	⑧-3-1	自助・共助の取り組み促進	重点
	再掲	⑧-3-2	自主防災組織等の強化	重点
	再掲	⑧-3-3	避難行動要支援者対策の推進	重点
	⑧-4貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形、無形の文化の衰退・損失			
		⑧-4-1	指定文化財（建造物）の防災対策	重点

3　脆弱性評価と推進方針

（1）脆弱性評価の考え方

脆弱性の評価は、大規模自然災害等に対し強くしなやかな地域にするため、本町が抱える課題・弱点（脆弱性）を洗い出し、現行施策について分析・評価するものです。

施策プログラムに基づいて、取組み状況や課題を整理し、分析・評価を実施します。

（2）推進方針の考え方

推進方針は脆弱性評価で浮き彫りになった、課題に関連する事業を町で今後推進し取り組むこととしてまとめた内容になります。

課題に関連する事業、現況から見て今後実施すべきことを各担当課で整理し、現状に対する今後の必要な取り組み、KPI、個別の事業などの項目を洗い出し、「推進方針」を設定します。

【事前に備えるべき目標】
①大規模自然災害が発生したときでも町民の保護が最大限図られる

①－１地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生

施策プログラム	①－１－１	住宅（公営住宅）の耐震化等	
担当課	建設水道課	担当係	都市整備係
活用する交付金・補助金（補助対象事業名）	防災安全交付金 （住宅・建築物安全ストック形成事業）		
事業名	桑折町木造住宅耐震診断者派遣事業		
	桑折町安全安心耐震促進工事費助成事業		
関連計画名	社会資本総合整備計画（福島県における安全で安心できる快適な住まいとまちづくり（防災・安全））		
	桑折町公営住宅長寿命化計画		

【脆弱性評価】

○住宅の耐震化等
本町の住宅の耐震化率は85.7%（固定資産の価格等の概要調書報告及びH30住宅・土地統計調査(福島県)を基にした推計）であり、「桑折町耐震改修促進計画」において耐震性が不十分な住宅のおおむね解消を目標に定め、耐震化を推進しています。特に旧耐震基準で建築された木造住宅の耐震化を促進する必要があり、所有者への啓発や耐震診断、耐震改修への助成を実施し、減災効果を発揮できるよう、住宅の耐震化に継続的に取り組んでいく必要があります。
また、現在桑折町が管理する公営住宅は4団地81棟102戸で、災害公営住宅及び子育て世帯定住促進住宅1団地86棟86戸を含めると、管理数は5団地167棟188戸となります。これらは、「桑折町公営住宅長寿命化計画」に基づいて計画的な修繕や改善の実施に向け取り組む必要があります。

【推進方針】

○住宅の耐震化等
住宅の耐震化のおおむね解消に向け、要件を満たした木造住宅の所有者に対し、引き続き一部助成を行い、耐震診断を行う建築士等を派遣したり、木造住宅の耐震改修を行う所有者等へ耐震改修費用の一部を補助金として交付したりすることにより、木造住宅への安全性の確保や耐震化対策を促進します。
また、本町が管理する公営住宅に関しては「桑折町公営住宅長寿命化計画」に基づいて計画的な修繕や改善の実施に努めます。

施策プログラム	①－１－２	町有施設（庁舎等）の耐震化等	
担当課	総務課・教育文化課	担当係	行政係・こども教育係
事業名	役場新庁舎整備事業		
	保育所・幼稚園施設の耐震化検討及び計画的な維持修繕		
関連計画名	桑折町公共施設等総合管理計画		
	桑折町地域防災計画		

【脆弱性評価】

〇庁舎の耐震化等

旧役場庁舎は昭和32年に建設されて以来約60年間、本町の行政機能を支えてきました。この期間に行政の高度化や地方分権による事務の増加、社会構造の変化による事務形態の変化等から、必要なスペースが不足する狭隘化を招き、このことが、本庁舎をはじめ、分庁舎、保健福祉センター「やすらぎ園」、多目的スタジオ「イコーゼ」など、行政機能が分散する原因の一つとなりました。また、老朽化した庁舎では、耐震面で不安を抱えており、増築も重ねてきたことから新耐震基準を満たす必要と執務上の効率性を改善する必要もありました。

こうした状況の中、平成29年度に役場機能緊急保全事業による国の財政支援（令和2年度が期限）など、町に追い風となる制度が創成されたことから、防災機能の強化、老朽化や狭隘性への対応、各庁舎分散解消等の課題解決を図るため、新庁舎建設に取り組み、令和2年10月に竣工し、令和3年1月に開庁に至りました。

開庁後2か月以内に震度6弱の地震に襲われる等、自然災害が増加する中で、庁舎が発揮した耐震性を今後も保持するため、継続的な施設の維持管理に取り組む必要があります。

〇保育所・幼稚園の耐震化等

保育所・幼稚園の建物は、醸芳幼稚園と醸芳保育所の母屋のみが1981年以前に建築され、新耐震基準を満たしておらず、耐震化も未実施でありますが、それ以外の建物・増築分はすべて1981年以降の建物のため耐震化は不要です。また、簡易劣化診断の判定はすべての建物が軽度な劣化度B以上ではありますが、築年数の経過から毎年修繕箇所が発生しており、計画的な維持修繕と耐震化の検討を進め、就学前児童の安全を確保する必要があります。

【推進方針】

〇庁舎の耐震化等

新庁舎建設は、防災機能の強化、老朽化や狭隘性への対応、各庁舎分散解消等の課題解決を図ることを目的とし、人口減少社会の中でも自立・自律の町としての歩みを進める本町にふさわしい庁舎を目指し、町の最上位計画である総合計画「献上桃の郷こおり創成プラン」の重点プロジェクトの一つ「町民のための庁舎整備プロジェクト」として、令和2年10月に竣工し、令和3年1月に開庁に至りました。

庁舎の持つ強靭性を今後も長期的に維持するため、庁舎の経年状況を把握し必要な対応を行うと共に、洪水被害等に対する強靭性を確保するため、継続的に排水設備及び周辺環境の維持管理作業に努めます。

〇保育所・幼稚園の耐震化等

保育所・幼稚園の建物は地震等の災害発生時に就学前児童の安全を確保するとともに避難所等として使用が想定される建物であることから、耐震化の検討と老朽化した施設の改修等を計画的に進めます。

施策に関連する数値指標

指標名	防災拠点となる公共施設の耐震化率（2018年3月現在）	現状値	92.4%	目標値	100.0%

【事前に備えるべき目標】
①大規模自然災害が発生したときでも町民の保護が最大限図られる

①－１地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生

施策プログラム	①－１－３	教育施設の耐震化等	
担当課	教育文化課	担当係	こども教育係・生涯学習係
活用する交付金・補助金（補助対象事業）	地方創生臨時交付金		
事業名	特別教室冷暖房設備整備事業		
	学校教育系施設の計画的な維持修繕		
	学校教育系施設音響設備更新事業		
関連計画名	桑折町公共施設等総合管理計画		

【脆弱性評価】

〇教育施設の耐震化等
　学校教育系施設の建物は、小中学校に1981年以前の建物が6棟ありますが、全て耐震化は完了しております。簡易劣化診断では、劣化度A判定が6棟、B判定が11棟、C判定が5棟あり、特に劣化度C判定の建物棟は、外壁棟の痛みが著しいことから計画的な維持修繕を行うことで長寿命化を図る必要があります。
　災害発生時には避難所として活用されることから、施設内の設備についても安全に使用できるよう計画的な維持管理を行う必要があります。

〇社会教育施設の耐震化等
　社会教育・社会体育施設・文化施設等の建物は、桑折町屋内温水プール・多目的スタジオ「イコーゼ！」を始め、地区公民館、町民体育館、旧伊達郡役所、種徳美術館、中央公民館分室遊学館「よも～よ」等、多くの生涯学習に関する建物があります。これら建物の耐震化は、地区公民館の桑折公民館と種徳美術館を除き新耐震基準を満たしており、簡易劣化診断では、全ての建物が軽微な劣化度B判定以上と良好な状態を保っております。
　施設建物は、幅広い年齢層の方々が趣味やスポーツ、地域の交流活動等で訪れ、また、災害発生時には避難所として活用されることから、施設内設備の点検及び建物劣化状況の要見回り等を行い計画的な維持修繕、予防保全を図っていく必要があります。

【推進方針】

〇教育施設の耐震化等
　学校教育系施設の建物は、児童が快適で安全な学校生活をおくるために必要な施設であるとともに、災害発生時に避難所等としても活用されることから、劣化度の高い建物から計画的な維持修繕を行い、学びの場・避難所としての環境を整えます。

〇社会教育施設の耐震化等
　社会教育・社会体育施設・文化施設等の建物は、幅広い年齢層の方々が趣味やスポーツ、地域の交流活動等で訪れ、災害発生時には避難所として活用されることから、施設内設備の点検及び建物劣化状況の要見回り等を行い計画的な維持修繕、予防保全を図っていきます。また、桑折公民館と種徳美術館の耐震化や施設のあり方等についても検討いたします。

施策に関連する数値指標

指標名	耐震化率	現状値	100.0%	目標値	100.0%

施策プログラム	①－１－４	社会福祉施設の耐震化等	
担当課	健康福祉課	担当係	福祉介護係
事業名	社会福祉施設の計画的な維持修繕		
関連計画名	桑折町公共施設等総合管理計画		
	桑折町地域福祉計画		

【脆弱性評価】

〇社会福祉施設の耐震化等
　町が保有する社会福祉施設は新耐震基準を満たしていますが、老朽化に伴い修繕箇所の増加が見込めれることや災害時に避難生活が困難な要配慮者を受け入れる福祉避難所としての役割をもつ施設もあることから、計画的な維持修繕をする必要があります。また、町内のその他の社会福祉施設で未耐震化施設については、耐震化設備を促進する必要があります。

【推進方針】

〇社会福祉施設の耐震化等
　社会福祉施設は平時・災害時ともに福祉の提供や要配慮者の安全確保など多くの役割を担う施設であることから、定期的な点検調査を行い、耐震化設備を整備し、計画的な維持修繕をすることで長寿命化に努めます。

【事前に備えるべき目標】
①大規模自然災害が発生したときでも町民の保護が最大限図られる

①－１地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生

施策プログラム	①－１－５	橋梁施設の耐震対策等	
担当課	建設水道課	担当係	建設係
活用する交付金・補助金（補助対象事業名）	道路更新防災等対策事業費補助（道路メンテナンス事業費補助）		
事業名	橋梁定期点検事業		
関連計画名	橋梁長寿命化計画		

【脆弱性評価】

○ 橋梁施設の耐震化対策等
本町の管理する橋梁は158橋ありますが、建設後50年を経過する橋梁が全体の46%を占めており、令和22年には86%程度に増加します。これらの橋梁は、老朽化対策を進める必要があり、「桑折町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき今後も緊急輸送道路を跨ぐ橋梁や跨線橋の橋梁等の重要橋梁に関しては、優先的に延命化を図り点検を継続して実施する必要があります。

【推進方針】

○ 橋梁施設の耐震化対策等
災害時においても緊急輸送道路等に連なる橋梁の安全を確保するため、「桑折町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、重要橋梁を優先しながら道路橋梁の延命化を推進します。実施に向けては、緊急輸送路における橋梁の耐震対策によって緊急輸送ネットワークの強化を図るとともに、点検調査を継続して行い安全性の確保に努めていきます。

施策に関連する数値指標

指標名	橋梁点検	現状値	158橋	目標値	158橋

施策プログラム	①－１－６	空家等対策の推進	
担当課	建設水道課	担当係	都市整備係
事業名	「献上桃の郷こおり」移住定住促進空家バンク実施事業		
	桑折町空家等除却工事補助金交付事業		
関連計画名	桑折町空家等対策計画		

【脆弱性評価】

〇空家等対策

本町の空家等は桑折地区50件、睦合地区31件、伊達崎27件、半田地区39件の計147件（R4年度空家等実態調査）が確認されており、町内全域に点在しています。町内の空家等は、一部適正な管理がなされておらず、瓦や外壁の一部が剥落し、既に周辺に一定の影響を与えているものや、敷地内の樹木や雑草が繁茂している箇所が各地区ともに見受けられます。これらは、「第二期桑折町空家等対策計画」（令和5年3月策定）に基づき、管理不全の空家等について適切な対策を行う必要があります。

【推進方針】

〇空家等対策

「第二期桑折町空家等対策計画」の3つの基本方針「①空家化の抑制・予防」、「②空家等の市場流通・活躍促進」、「③管理不全状態にある空家等の抑制・解消」を基に、空家等の発生の予防、関係団体と連携した空家等の実態の把握を行います。また、空家バンク等の活用により市場流通を支援し、除却時の一部補助等、管理不全状態の空家等の対策も促進していきます。

【事前に備えるべき目標】
①大規模自然災害が発生したときでも町民の保護が最大限図られる

①－１地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生

施策プログラム	①－１－７	消防団の充実・強化	
担当課	生活環境課	担当係	危機管理係
事業名	消防団員の確保に係る周知		
	消防施設等維持修繕管理		
関連計画名	桑折町地域防災計画		

【脆弱性評価】

〇消防団員の確保等
　消防団は、地域に密着して住民の安全・安心を守る地域防災の要となる存在ですが、就業形態や社会情勢の変化、地域の連帯意識の希薄化などにより、団員の減少及び高齢化が進んでいます。このため、若者や女性、消火活動等、特定の活動のみを行う機能別団員の加入を促進するとともに、消防団の活動に対する地域や雇用者の理解・支援が得られる環境整備に取り組み、消防団の充実・強化を図る必要があります。

〇消防用水利、消防団装備の充実等
　町内には消防水利の基準を満たしていない地区があることから、引き続き整備に取り組んでいく必要があります。消防団の装備に関しても、団員の安全確保のため、装備の充実を図る必要があります。

【推進方針】

〇消防団員の確保等
　広報紙への掲載や成人式での啓発資材配布などPR活動を強化し、特に若者の消防団加入を促進します。また、消防団の活動に対する地域や雇用者の理解・支援が得られるよう、福島県とともに企業への訪問活動を行います。

〇消防用水利、消防団装備の充実等
　消防水利の基準に満たない箇所においては、地域の要望等を踏まえ、耐震性貯水槽の整備に努めます。平成26年に改正された消防団装備の基準により引き続き、団員の安全確保のため装備の充実に努めます。

【事前に備えるべき目標】
①大規模自然災害が発生したときでも町民の保護が最大限図られる

①－２異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

施策プログラム	①－２－１	河川管理施設の整備等	
担当課	建設水道課	担当係	建設係
事業名	国・県管理者との事業調整会議		

【脆弱性評価】

○河川の改修の推進・維持管理の強化等
本町には、国・県管理の一級河川が4河川（延長18.5km）あります。近年は台風等による豪雨や局地的大雨が頻発しており、令和元年台風第19号による大雨では佐久間川が破堤するなどして、20件を超える床上浸水等の大きな被害が発生しました。気象変動の影響への適応という観点も加えて、計画的な河川管理施設の整備が必要となっています。

【推進方針】

○河川の改修の推進・維持管理の強化等
河川の氾濫等による浸水被害を防止・被害軽減するため、国・県が管理する河川の維持管理を強く要請します。

施策プログラム	①－２－２	ダム管理における本町と伊達西根土地改良区との連携・協力・情報提供等	
担当課	建設水道課	担当係	建設係

【脆弱性評価】

○洪水調節時の連絡体制構築
本町唯一の藤倉ダムは、1級河川産ヶ沢上流に農業用水等を確保する目的で昭和42年に建設された重力式コンクリートダムです。有効貯水量は87万㎥で放流された水は下流の西根堰へ取水され、町内の農地へ供給する他、上水道の水源にもなっております。令和元年10月の東北大水害では、阿武隈川の水位軽減を図るために当該ダムを含めた周辺ダムで、治水を目的とした洪水調整を行い成果を得ました。このことを契機に国土交通省（阿武隈川の河川管理者）、西根堰土地改良区（藤倉ダムの管理者）及びその他ダム管理者は令和2年5月に治水協定を締結し、管理者間の連携や洪水調整機能の強化を図りました。
今後は、気候変動の影響等で洪水調整の増加が見込めることから、本町とダム管理者の情報共有を密にした連携強化を図り、下流域住民への迅速な情報発信を可能にする連絡体制の構築が必要です。

【推進方針】

○洪水調節時の連絡体制構築
ダム洪水調整時に下流域の防災減災のため、本町とダム管理者の情報共有を密にした連携を強化し、下流域住民への迅速な情報発信を可能にする連絡体制を構築します。

【事前に備えるべき目標】
①大規模自然災害が発生したときでも町民の保護が最大限図られる

①－２異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

施策プログラム	①－２－３	湛水防除施設の整備等	
担当課	建設水道課	担当係	建設係
活用する交付金・補助金（補助対象事業名）	土地改良施設維持管理適正化事業交付金		
関連計画名	基幹的水利施設の機能保全計画		

【脆弱性評価】

〇維持管理・老朽化対策
本町の湛水防除施設である伊達崎排水機場は、整備後20年弱が経過していることから、施設の修繕や主要な管理用機器の更新を計画的に実施する必要があります。また、上郡地区を通る伊達崎灌漑排水路は、阿武隈川の水位上昇時に樋門が閉じられ排水できず、水路から溢水することで、農地や道路が冠水する被害を招いています。持続的な農業の発展を進めるため、このような被害を最小限に抑える必要があります。

【推進方針】

〇維持管理・老朽化対策
湛水を防止・被害軽減するために伊達崎排水機場は、基幹的水利施設の機能保全計画を策定し、国の交付金を活用した施設の修繕や管理用機器の更新を計画的に実施します。また、伊達崎灌漑排水路は、県営事業との連携を図った湛水対策の強化や水路等の改修を推進します。

施策プログラム	①－２－４	警報・注意報による水害・土砂災害からの避難体制の充実	
担当課	生活環境課	担当係	危機管理係
事業名	ハザードマップ活用事業		
関連計画名	桑折町地域防災計画		

【脆弱性評価】

〇ハザードマップの活用
本町には、3河川（阿武隈川、佐久間川、産ヶ沢川）の浸水想定区域と31か所の土砂災害警戒区域（R5.3.31現在の指定箇所）があります。これらの区域等を記載したハザードマップを令和5年に更新し、町内全戸に配布しました。特に災害発生が想定される区域の住民は、主体的な避難行動が求められるため、ハザードマップを効果的に活用した訓練等が必要です。

【推進方針】

〇ハザードマップの活用
町地域防災訓練や災害図上訓練等の際、ハザードマップを活用することで土砂災害（特別）警戒区域や浸水想定区域の認知度向上を図ることはもとより、避難ルートを事前に確認することで、災害時に円滑かつ迅速な避難行動につなげ、「自らの命は自らで守る」意識のさらなる醸成に向け、より効果的な学習の機会確保に努めます。

【事前に備えるべき目標】
①大規模自然災害が発生したときでも町民の保護が最大限図られる

①－３土砂災害等による多くの死傷者の発生

施策プログラム	①－３－１	ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備	
担当課	建設水道課	担当係	建設係
事業名	ため池ハザードマップの配布		
	県へ治山事業実施要望		

【脆弱性評価】

〇ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備
本町には31か所の土砂災害警戒区域（R5.3.31現在の指定箇所）があります。この区域を記載したハザードマップを令和5年に更新し、町内全戸に配布しました。特に災害発生が想定される区域の住民は、主体的な避難行動が求められるため、ハザードマップを活用して土砂災害のおそれのある区域を周知し、住民が適切な避難行動をとれるよう継続した取り組みが必要です。また、土砂災害から町民の生命と財産を守るため、施設整備及び既存施設の維持管理についても県へ継続的に要請していく必要があります。

【推進方針】

〇ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備
土砂災害の危険が高まった場合に住民が適切な避難行動をとれるよう、特に土砂災害警戒区域を含む地区住民に対しては災害ハザードマップを活用して危険箇所の周知と土砂災害への意識の高揚に努めます。また土砂災害の被害を防止するため、基礎調査、施設整備事業及び施設の維持管理について県へのはたきかけを継続し取り組み強化に努めます。

施策プログラム	①－３－２	治山関係施設の整備等	
担当課	建設水道課	担当係	建設係
事業名	県へ治山事業実施要望		

【脆弱性評価】

〇治山関係施設の整備等
町の治山事業については、昭和16年から平成24年にかけ、福島県により64区域の災害予防・復旧事業等が実施されました。現在では老朽化や経年劣化による機能低下が見受けられ、山地斜面の崩落・地すべり等が懸念されます。そのため、維持管理や施設整備など適切な措置が取られるよう県へ働きかける必要があります。

【推進方針】

〇治山関係施設の整備等
山地斜面の崩落・地すべり等による被害の防止及び山林の機能を維持するため、渓流や山腹斜面を安定させる治山施設の整備の要望に努めます。

【事前に備えるべき目標】
①大規模自然災害が発生したときでも町民の保護が最大限図られる

①－３土砂災害等による多くの死傷者の発生

＜再掲＞

施策プログラム	①－３－３	警報・注意報による水害・土砂災害からの避難体制の充実	
担当課	生活環境課	担当係	危機管理係
事業名	ハザードマップ活用事業		
関連計画名	桑折町地域防災計画		

【脆弱性評価】

○ハザードマップの活用
本町には、3河川（阿武隈川、佐久間川、産ヶ沢川）の浸水想定区域と31か所の土砂災害警戒区域（R5.3.31現在の指定箇所）があります。これらの区域等を記載したハザードマップを令和5年に更新し、町内全戸に配布しました。特に災害発生が想定される区域の住民は、主体的な避難行動が求められるため、ハザードマップを効果的に活用した訓練等が必要です。

【推進方針】

○ハザードマップの活用
町地域防災訓練や災害図上訓練等の際、ハザードマップを活用することで土砂災害（特別）警戒区域や浸水想定区域の認知度向上を図ることはもとより、避難ルートを事前に確認することで、災害時に円滑かつ迅速な避難行動につなげ、「自らの命は自らで守る」意識のさらなる醸成に向け、より効果的な学習の機会確保に努めます。

【事前に備えるべき目標】
①大規模自然災害が発生したときでも町民の保護が最大限図られる

①－４暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生

施策プログラム	①－４－１	豪雪対策関係機関との雪害防止対策に係る情報共有及び連携体制の強化	
担当課	建設水道課	担当係	建設係
事業名	福島県北地域の冬季交通確保に関する調整会議		

【脆弱性評価】

○道路管理者との除雪体制の強化
　令和4年冬期は近年にない大雪と長引く低温が要因で地表に積もった雪が凍結、町内の道路通行に支障が生じました。こうした事態を最小限に防ぐためには、国・県の道路管理者との情報連携はもとより、町内における除雪体制を構築し除雪への初動強化を図る必要があります。

○大規模な車両停滞の防止
　大雪時に、災害対策基本法（令和4年6月改正）に基づく緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策が実施される場合にも、道路管理者間で連携して対応し、大規模な車両滞留や長期間の通行止めを回避する必要があります。

【推進方針】

○除雪体制の強化
　国・県道の道路管理者との情報連携を図るとともに令和4年度策定した町道除雪計画に基づいた除雪体制の構築を図ります。

○大規模な車両停滞の防止
　災害対策基本法に基づく放置車両対策の指示等への対応など、国・県と連携し、大規模な車両滞留や長期間の通行止めの回避に努めます。

施策プログラム	①－４－２	道路の防雪施設の整備	
担当課	建設水道課	担当係	建設係
事業名	要望町内会凍結防止剤配布事業		
	路面凍結重点箇所散布事業		

【脆弱性評価】

○路面の凍結防止対策
　坂道での路面凍結による事故を防ぐため、危険箇所に凍結防止剤を散布する必要があります。本町では、凍結防止剤を常備し、町内会等と協働して凍結防止剤を散布しています。

【推進方針】

○路面の凍結防止対策
　引き続き凍結防止剤の官民協働による散布により、坂道等の路面凍結による事故を防止します。

【事前に備えるべき目標】
①大規模自然災害が発生したときでも町民の保護が最大限図られる

①－４暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生

施策プログラム	①－４－３	道路の除雪体制等の確保	
担当課	建設水道課	担当係	建設係
事業名	町内一円道路除雪事業		
	町内会等町道除雪活動支援事業		
	除雪機械単価契約事業		

【脆弱性評価】

〇地域住民と連携した生活道路の除雪の推進
　生活道路の除雪は、地域住民の連携により効率的に行われるよう、地域団体への除雪活動支援として燃料等の支給を行っていますが、活動団体の拡大に向けた周知・啓発が必要です。

【推進方針】

〇地域住民と連携した生活道路の除雪の推進
　令和4年度に策定した町道除雪計画に基づき、地域への除雪活動支援の周知・啓発に努め、効果的な町道除雪を目指します。

【事前に備えるべき目標】
①大規模自然災害が発生したときでも町民の保護が最大限図られる

①－５情報伝達の不備、過失等でスムーズな伝達ができず、避難等が遅れることによる多くの死傷者の発生

施策プログラム	①－５－１	住民等への情報伝達体制の強化	
担当課	生活環境課	担当係	危機管理係
関連計画名	桑折町地域防災計画		

【脆弱性評価】

○住民への情報伝達手段の充実
本町では緊急性の高い災害情報の伝達を、Lアラート、町ホームページ、緊急速報メール、屋外スピーカーなど多重的に行っています。しかし、「パソコンや携帯電話を持たない高齢者世帯」や「音声が届きにくい区域」への迅速かつ確実な情報伝達手段の確保が課題となっており、今後も研究を進めていく必要があります。

【推進方針】

○住民への情報伝達手段の充実
屋外スピーカーによる伝達が難しい区域への広報車両による周知や、消防団等と連携した確実な情報伝達に努めます。また、戸別受信機の配備による情報伝達手段のさらなる多重化について今後も研究を進めます。

施策プログラム	①－５－２	避難行動要支援者対策の推進	
担当課	健康福祉課	担当係	福祉介護係
事業名	避難行動要支援者名簿設置事業		
関連計画名	桑折町地域福祉計画		
	桑折町地域防災計画		

【脆弱性評価】

○避難行動要支援者名簿の作成と支援
避難行動要支援者名簿は、災害時に自力で避難することが困難な方(65歳以上の独居世帯、75歳以上のみの高齢者世帯、障がい者等)が対象者となり、本町では、令和2年2月時点で約2,000名程度が対象者となります。名簿は一度作成しても対象者の介護度や障がい等の変更が出てくる可能性があるため、名簿を継続的に更新していく必要があります。また、要支援者の避難の手伝いや安否確認等の支援をするためには、町の職員だけでは人手が足りないことから、協力団体と連携をする必要があります。

【推進方針】

○避難行動要支援者名簿の作成と支援
避難行動要支援者名簿は、対象者の内容変更や新規対象者の追加することで継続的に情報を更新し、民生児童委員や町社会福祉協議会などの協力団体と連携して支援を行うことで、地域における避難支援体制の整備に努めます。

【事前に備えるべき目標】
①大規模自然災害が発生したときでも町民の保護が最大限図られる

①－５情報伝達の不備、過失等でスムーズな伝達ができず、避難等が遅れることによる多くの死傷者の発生

施策プログラム	①－５－３	福祉避難所の充実・確保	
担当課	生活環境課	担当係	危機管理係
事業名	福祉避難所の周知		
関連計画名	桑折町地域防災計画		

【脆弱性評価】

○福祉避難所の充実・確保
保健福祉センターやすらぎ園は平成25年に福祉避難所として指定したことで、災害時に支援が必要な障がい者等の避難場所として開設できる体制を整えています。しかし、東日本大震災時には支援を要しない方も福祉避難所に多数避難してくる状況であったため、機能の明確化と住民への周知が必要です。

【推進方針】

○福祉避難所の充実・確保
要支援者の安全を確保する福祉避難所として機能するため、対象者を明確にし、住民の理解を得られるよう周知します。

施策プログラム	①－５－４	訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化	
担当課	生活環境課	担当係	危機管理係
事業名	桑折町地域防災訓練		
関連計画名	桑折町地域防災計画		

【脆弱性評価】

○町地域防災訓練等の実施
警察、消防、自衛隊などの防災関係機関や消防団、自主防災組織等が相互の連携及び災害対応力を強化するとともに、地域住民の防災意識の高揚と地域防災力の向上を図るため、町地域防災訓練等に取り組んでいます。大規模災害が発生した場合であっても迅速かつ的確な災害対応を実現するため、実施した訓練の総括、災害対応における課題等を把握し、必要な見直しを行うことにより関係機関の連携体制及び災害対応力の強化を推進していく必要があります。

【推進方針】

○町地域防災訓練等の実施
大規模自然災害が発生した場合であっても迅速かつ的確な災害対応を実現するため町地域防災訓練等に取り組み、災害対応に必要な見直しを行うことにより、警察、消防、自衛隊などの防災関係機関や消防団、自主防災組織等の連携体制と災害対応力の強化を図るとともに、地域住民の防災意識高揚と地域防災力の向上に努めます。

施策プログラム	①－５－５	在留外国人に対する多言語による情報提供	
担当課	生活環境課	担当係	危機管理係
関連計画名	桑折町地域防災計画		

【脆弱性評価】

〇外国人への情報提供
　在留外国人は、言語面での障壁から災害時の要配慮者となる可能性があることから、大規模災害が発生した場合においても関係機関と連携して、外国語による正確な情報提供や相談対応を継続して行えるよう、取り組んでいく必要があります。

【推進方針】

〇町地域防災訓練等の実施
　大規模災害時、外国人に対する支援が円滑かつ継続的に行われるよう関係機関と連携し、外国語による情報提供や相談対応を実施する体制構築に努めます。

施策プログラム	①－５－６	自助・共助の取り組み促進	
担当課	生活環境課	担当係	危機管理係
事業名	桑折町地域防災訓練		
	「桑折町地域防災計画」の見直し		
関連計画名	桑折町地域防災計画		

【脆弱性評価】

〇地域防災力の向上
　本町では、東日本大震災以降、災害に備える自助・共助・公助の意識を保ち、その意識をさらに高められるよう「桑折町地域防災計画」により防災訓練等を実施し、ハザードマップの作成・配布に取り組むなど減災に向けた活動を行っています。災害による被害を軽減するためには、防災に関わる機関による「公助」の取り組みとともに、一人一人が自分の身を守る「自助」の取り組みと地域の協力による「共助」の取り組みを促進し、その連携により地域防災力を高めることが重要です。

【推進方針】

〇地域防災力の向上
　地域防災力を向上するため「桑折町地域防災計画」を随時見直すとともに、防災関係機関による「公助」の取り組みを強化し、一人一人が自分の身を守る「自助」の取り組みと地域の協力による「共助」の取り組みを促進します。

【事前に備えるべき目標】
①大規模自然災害が発生したときでも町民の保護が最大限図られる

①－５情報伝達の不備、過失等でスムーズな伝達ができず、避難等が遅れることによる多くの死傷者の発生

施策プログラム	①－５－７	自主防災組織等の強化	
担当課	生活環境課	担当係	危機管理係
事業名	各地区における防災活動のサポート		
関連計画名	桑折町地域防災計画		

【脆弱性評価】

○自主防災組織等の活性化
本町ではすべての町内会で自主防災組織が結成されていますが、災害発生時に効果的な活動ができるよう、日頃から各種訓練等を行い、地域の実情に応じた適切な組織体制を構築する必要があります。

【推進方針】

○自主防災組織等の活性化
「本町の自主防災」は町内会や住民自治協議会が担っており、住民の安否確認や避難誘導、避難所の開設・運営など、災害発生時に組織的かつ効果的な活動ができるよう、各種訓練実施へのサポートを行い、地域の実情に応じた適切な組織体制や地域内の協力体制の構築を促進します。

施策プログラム	①－５－８	東日本大震災・原子力災害を踏まえた防災教育の推進	
担当課	教育文化課	担当係	こども教育係
事業名	各小中学校で防災教育に係る授業の実施		

【脆弱性評価】

○東日本大震災・原子力災害を踏まえた防災教育の推進
児童生徒が、進んで他の人々や集団、地域に役立てることができる態度及び能力を育成するため、家庭や地域社会の理解・協力を得ながら、東日本大震災及び原子力災害の経験を踏まえた「生き抜く力」を育む防災教育を推進していく必要があります。

【推進方針】

○東日本大震災・原子力災害を踏まえた防災教育の推進
児童生徒が地域の自然環境、災害や防災について正しい知識を身につけ、災害発生時における危険を理解し、状況に応じた的確な判断の下に、自らの安全を確保するための行動ができ、また進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができる態度及び能力を育成するため、家庭や地域社会の理解・協力を得ながら、東日本大震災・原子力災害の経験を踏まえた「生き抜く力」を育む防災教育を推進します。

施策に関連する数値指標

指標名	小中学校における防災教育に係る授業の実施率	現状値	100.0%	目標値	100.0%

施策プログラム	①－５－９	学校における災害対応行動マニュアルの作成支援	
担当課	教育文化課	担当係	こども教育係
事業名	各小中学校で災害対応マニュアルに基づいた防災活動の実施		

【脆弱性評価】

○学校における災害対応行動マニュアルの作成
　災害発生時における児童生徒の安全を確保し、適切な避難行動をとれるよう各学校において災害対応に係るマニュアルを作成しております。今後は、施設・設備の点検、避難訓練や防災教育の実施、関係者による情報・連絡体制の確認等による平常時の防災活動を通じて学校における災害対応行動マニュアルの実行性を高めていく必要があります。

【推進方針】

○学校における災害対応行動マニュアルの作成
　各学校の立地条件に対応した各種災害を想定し、幅広い視点からの見直しにより災害対応マニュアルを実効性のあるものにするとともに、学校施設・設備の点検、避難訓練や防災教育の実施、関係者による情報・連絡体制の確認等による平常時の防災活動を促進し、学校における災害対応行動マニュアルの実行性を高めていくよう努めます。

施策に関連する数値指標

指標名	小中学校における災害対応マニュアルの作成率	現状値	100.0%	目標値	100.0%

施策プログラム	①－５－10	震災教訓の伝承・風化防止	
担当課	生活環境課	担当係	危機管理係
関連計画名	桑折町地域防災計画		

【脆弱性評価】

○地域防災力の向上
　東日本大震災及び原子力災害は、人類がこれまで経験したことのない未曾有の複合災害であり、災害の実態と復興への取り組みを国や世代を超えて継承・共有していくため記録誌「あとから来る者のため」を作成した。原子力災害は、本件にしかない経験と教訓を今後の防災・減災対策に活かすとともに、想像を超える災害が起こりうるという危機意識を喚起し、経験を忘れずに災害に備えることの大切さを伝えることにより、今後も引き続き、震災教訓の継承・風化防止に取り組んでいく必要があります。

【推進方針】

○地域防災力の向上
　東日本大震災及び原子力災害の経験を風化させないよう記録誌の活用や、記念誌への記録掲載などを通じて震災教訓の継承・風化防止に対する町民意識の醸成に努めます。

【事前に備えるべき目標】
②大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速かつスムーズに行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

②－１被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

施策プログラム	②－１－１	応急給水体制の整備	
担当課	建設水道課	担当係	上下水道係
事業名	福島地方水道用水供給企業団防災訓練		
	桑折町地域防災訓練		
関連計画名	桑折町地域防災計画		
	応急給水マニュアル		

【脆弱性評価】

○応急給水体制の整備
本町は、大規模自然災害が発生した場合に備え、被災者の飲料水や生活維持に必要な給水を確保するため、町防災訓練において給水訓練に取り組んでいます。今後も、福島地方水道用水供給企業団や、その構成市町との連携・協力を強化し、応急給水体制の充実を進めていく必要があります。

【推進方針】

○応急給水体制の整備
大規模自然災害が発生した場合であっても、被災者の飲料水や生活維持に必要な給水を確保するため、引き続き町防災訓練において給水訓練に取り組むとともに、福島地方水道用水供給企業団や、その構成市町と飲料水の調達及び輸送に係る連携・協力を強化し、応急給水体制の整備を推進します。

施策プログラム	②－１－２	上水道施設の防災・減災対策	
担当課	建設水道課	担当係	上下水道係
事業名	基幹管路維持修繕事業		
	浄水場薬品設備等修繕事業		

【脆弱性評価】

○上水道施設の防災・減災対策
大規模自然災害が発生した場合であっても、水道による給水機能を確保するため、基幹管路や配水池、浄水場などの水道施設の耐震化・更新などの基盤強化と適正管理の確保に取り組んでいるところであり、水道事業者が将来的な水需要等を考慮して水道施設の耐震化や更新、適切な維持管理を計画的に進めるとともに、災害時の初動対応や自治体間の相互応援協力など水道事業継続のための体制整備を図る必要があります。

【推進方針】

○上水道施設の防災・減災対策
大規模自然災害が発生した場合であっても、水道による給水機能を確保するため、水道事業者が将来的な水需要等を踏まえた水道施設（基幹管路や配水池、浄水場など）の耐震化や更新、適切な維持管理を計画的に推進していきます。

施策プログラム	②－１－３	物資供給体制の充実・強化	
担当課	生活環境課	担当係	危機管理係
関連計画名	桑折町地域防災計画		

【脆弱性評価】

〇災害時応援協定による物資の調達
　町による備蓄には限界があるため、食料や毛布、衣類、燃料等の避難生活上の必需品の供給について、町内の取扱業者と災害時応援協定を締結し、物資調達の体制を確実なものとしていく必要があります。

【推進方針】

〇災害時応援協定による物資の調達
　行政のみによる対応の限界を補うものとして、民間事業者等との協力関係構築を推進し、実効性のある災害時の物資調達体制の確保に努めます。

施策プログラム	②－１－４	非常用物資の備蓄	
担当課	生活環境課	担当係	危機管理係
事業名	備蓄品の管理・更新		
	家庭における備蓄推進のための啓発		
関連計画名	桑折町地域防災計画		

【脆弱性評価】

〇備蓄による物資の確保
　発災初期は物資の確保や輸送が困難になると予想されることから、被害想定に基づいた備蓄が必要になります。本町では、令和元年東日本台風時の避難者数を参考に、700人分の食料（3日分）、飲料水（1日分）の備蓄を進めていますが、長期間の供給不足を想定した備蓄体制の検討が必要です。

〇住民に対する備蓄の促進
　災害に備えた「自助」の取り組みとして、救援物資が届くまで、または災害が落ち着くまで生活するのに必要となる物資について、家庭での備蓄を促進する必要があります。

【推進方針】

〇備蓄による物資の確保
　被害想定に基づいた備蓄と備蓄品の更新を進めるとともに、大規模広域災害のより長期間の供給不足を想定した備蓄体制について物資の保管場所の確保と併せて検討を進めます。

〇住民に対する備蓄の促進
　住民に対し最低3日分、推奨1週間分の食料・飲料水並びに生活物資や非常持出品を平時から備蓄するよう、広報紙やホームページへの記載、防災訓練等のあらゆる機会をとらえて啓発に努めます。

【事前に備えるべき目標】
②大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速かつスムーズに行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

②－１被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

施策プログラム	② － １ － ５	大規模災害時における広域応援体制の充実・強化	
担当課	生活環境課	担当係	危機管理係
関連計画名	桑折町地域防災計画		

【脆弱性評価】

〇市町村相互応援協定の推進
　大規模災害時に町単独では十分な対応が困難な場合に備え、他の市町村と協定を締結し、災害時に物資の供給や職員の派遣について相互に応援する体制を構築しています。今後も、発災時に迅速に対応できるよう関係機関と連携を強化する必要があります。

【推進方針】

〇市町村相互応援協定の推進
　大規模災害時に人的・物的支援を円滑に実施できるよう、相互応援協定を締結する市町村との間で、防災訓練に相互に参加するなど、応援体制の強化に努めます。

施策プログラム	② － １ － ６	緊急輸送道路等の防災・減災対策	
担当課	建設水道課	担当係	建設係
活用する交付金・補助金（補助対象事業）	防災安全交付金		
	社会資本総合整備交付金		
事業名	道路ストック総点検事業		
	定期パトロール及び町内会等の要望に基づいた道路管理事業		
関連計画名	社会資本総合整備計画（安全で安心して暮らせる地域・社会の形成）		

【脆弱性評価】

〇緊急輸送道路等の防災・減災対策（長寿命化）
　本町では平成26年度から、町道の舗装路面や法面、道路標識、道路照明灯などの道路施設の安全性について総点検を実施しており、予防保全的な観点から計画的な道路の維持修繕を行っています。特に緊急輸送道路（第2次確保路線1路線）については優先的に実施し、良好な道路状態の維持を図っています。大規模災害時に災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、各防災拠点をネットワーク化する緊急輸送道路等の通行を確保することが必要です。

〇無電柱化の推進
　電線類を道路の下に収納する電線共同溝の整備等に取り組み、都市災害に対する防災性の向上及び安全で快適な歩行空間の確保や町並みの景観向上に向けて今後も無電柱化の推進を図ることが必要です。

【推進方針】

〇緊急輸送道路等の防災・減災対策（長寿命化）
　大規模災害時に災害応急対策活動のための物流・人流を支える輸送路として機能するよう、平時から緊急輸送道路等の良好な状態の維持に努めます。また、町道の道路施設の点検を継続するとともに、点検結果に基づいて緊急輸送道路等の予防保全的な修繕も行います。

〇無電柱化の推進
　国・県道の管理者と連携し、地域における無電柱化を推進し、都市災害に対する防災性の向上を図るとともに、安全で快適な歩行空間の確保や町並みの景観向上に努める。

施策プログラム	②－１－７	迂回路となり得る農道・林道の整備	
担当課	建設水道課	担当係	建設係
事業名	定期パトロール及び町内会等の要望に基づいた道路管理事業		

【脆弱性評価】

○農道・林道の整備
　町道・農道・林道は大規模災害の発生において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、防災・減災の観点からも必要な農道・林道について計画的に整備していく必要があります。

【推進方針】

○農道・林道の整備
　農作業の利便向上や農産物流通の効率化、森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林整備など、多様な目的により整備される農道・林道は、大規模災害時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の低下や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割に期待できることから、防災・減災の観点からも計画的な農道・林道の整備を推進します。

＜再掲＞

施策プログラム	②－１－８	自助・共助の取り組み促進	
担当課	生活環境課	担当係	危機管理係
事業名	桑折町地域防災訓練		
	「桑折町地域防災計画」の見直し		
関連計画名	桑折町地域防災計画		

【脆弱性評価】

○地域防災力の向上
　本町では、東日本大震災以降、災害に備える自助・共助・公助の意識を保ち、その意識をさらに高められるよう「桑折町地域防災計画」により防災訓練等を実施し、ハザードマップの作成・配布に取り組むなど減災に向けた活動を行っています。災害による被害を軽減するためには、防災に関わる機関による「公助」の取り組みとともに、一人一人が自分の身を守る「自助」の取り組みと地域の協力による「共助」の取り組みを促進し、その連携により地域防災力を高めることが重要です。

【推進方針】

○地域防災力の向上
　地域防災力を向上するため「桑折町地域防災計画」を随時見直すとともに、防災関係機関による「公助」の取り組みを強化し、一人一人が自分の身を守る「自助」の取り組みと地域の協力による「共助」の取り組みを促進します。

【事前に備えるべき目標】
②大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速かつスムーズに行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

②－２大規模災害等による多数かつ長期的な孤立集落等の発生

＜再掲＞

施策プログラム	②－２－１	ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備	
担当課	建設水道課	担当係	建設係
事業名	ため池ハザードマップの配布		
	県へ治山事業実施要望		

【脆弱性評価】

〇ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備
本町には31か所の土砂災害警戒区域（R5.3.31現在の指定箇所）があります。この区域を記載したハザードマップを令和5年に更新し、町内全戸に配布しました。特に災害発生が想定される区域の住民は、主体的な避難行動が求められるため、ハザードマップを活用して土砂災害のおそれのある区域を周知し、住民が適切な避難行動をとれるよう継続した取り組みが必要です。また、土砂災害から町民の生命と財産を守るため、施設整備及び既存施設の維持管理についても県へ継続的に要請していく必要があります。

【推進方針】

〇ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備
土砂災害の危険が高まった場合に住民が適切な避難行動をとれるよう、特に土砂災害警戒区域を含む地区住民に対しては災害ハザードマップを活用して危険箇所の周知と土砂災害への意識の高揚に努めます。また土砂災害の被害を防止するため、基礎調査、施設整備事業及び施設の維持管理について県へのはたきかけを継続し取り組み強化に努めます。

＜再掲＞

施策プログラム	②－２－２	緊急輸送道路の防災・減災対策	
担当課	建設水道課	担当係	建設係
活用する交付金・補助金（補助対象事業）	防災安全交付金		
	社会資本総合整備交付金		
事業名	道路ストック総点検事業		
	定期パトロール及び町内会等の要望に基づいた道路管理事業		
関連計画名	社会資本総合整備計画（安全で安心して暮らせる地域・社会の形成）		

【脆弱性評価】

○緊急輸送道路等の防災・減災対策（長寿命化）
本町では平成26年度から、町道の舗装路面や法面、道路標識、道路照明灯などの道路施設の安全性について総点検を実施しており、予防保全的な観点から計画的な道路の維持修繕を行っています。特に緊急輸送道路（第2次確保路線1路線）については優先的に実施し、良好な道路状態の維持を図っています。大規模災害時に災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、各防災拠点をネットワーク化する緊急輸送道路等の通行を確保することが必要です。

○無電柱化の推進
電線類を道路の下に収納する電線共同溝の整備等に取り組み、都市災害に対する防災性の向上及び安全で快適な歩行空間の確保や町並みの景観向上に向けて今後も無電柱化の推進を図ることが必要です。

【推進方針】

○緊急輸送道路等の防災・減災対策（長寿命化）
大規模災害時に災害応急対策活動のための物流・人流を支える輸送路として機能するよう、平時から緊急輸送道路等の良好な状態の維持に努めます。また、町道の道路施設の点検を継続するとともに、点検結果に基づいて緊急輸送道路等の予防保全的な修繕も行います。

○無電柱化の推進　＜再掲＞
国・県道の管理者と連携し、地域における無電柱化を推進し、都市災害に対する防災性の向上を図るとともに、安全で快適な歩行空間の確保や町並みの景観向上に努める。

施策プログラム	②－２－３	迂回路となり得る農道・林道の整備	
担当課	建設水道課	担当係	建設係
事業名	定期パトロール及び町内会等の要望に基づいた道路管理事業		

【脆弱性評価】

○農道・林道の整備
町道・農道・林道は大規模災害の発生において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、防災・減災の観点からも必要な農道・林道について計画的に整備していく必要があります。

【推進方針】

○農道・林道の整備
農作業の利便向上や農産物流通の効率化、森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林整備など、多様な目的により整備される農道・林道は、大規模災害時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の低下や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割に期待できることから、防災・減災の観点からも計画的な農道・林道の整備を推進します。

【事前に備えるべき目標】
②大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速かつスムーズに行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

②－３警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

＜再掲＞

施策プログラム	②－３－１	訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化	
担当課	生活環境課	担当係	危機管理係
事業名	桑折町地域防災訓練		
関連計画名	桑折町地域防災計画		

【脆弱性評価】

○町地域防災訓練等の実施
警察、消防、自衛隊などの防災関係機関や消防団、自主防災組織等が相互の連携及び災害対応力を強化するとともに、地域住民の防災意識の高揚と地域防災力の向上を図るため、町地域防災訓練等に取り組んでいます。大規模災害が発生した場合であっても迅速かつ的確な災害対応を実現するため、実施した訓練の総括、災害対応における課題等を把握し、必要な見直しを行うことにより関係機関の連携体制及び災害対応力の強化を推進していく必要があります。

【推進方針】

○町地域防災訓練等の実施
大規模自然災害が発生した場合であっても迅速かつ的確な災害対応を実現するため町地域防災訓練等に取り組み、災害対応に必要な見直しを行うことにより、警察、消防、自衛隊などの防災関係機関や消防団、自主防災組織等の連携体制と災害対応力の強化を図るとともに、地域住民の防災意識高揚と地域防災力の向上に努めます。

＜再掲＞

施策プログラム	②－３－２	大規模災害時における広域応援体制の充実・強化	
担当課	生活環境課	担当係	危機管理係
関連計画名	桑折町地域防災計画		

【脆弱性評価】

○市町村相互応援協定の推進
大規模災害時に町単独では十分な対応が困難な場合に備え、他の市町村と協定を締結し、災害時に物資の供給や職員の派遣について相互に応援する体制を構築しています。今後も、発災時に迅速に対応できるよう関係機関と連携を強化する必要があります。

【推進方針】

○市町村相互応援協定の推進
大規模災害時に人的・物的支援を円滑に実施できるよう、相互応援協定を締結する市町村との間で、防災訓練に相互に参加するなど、応援体制の強化に努めます。

＜再掲＞

施策プログラム	② － 3 － 3	消防団の充実・強化	
担当課	生活環境課	担当係	危機管理係
事業名	消防団員の確保に係る周知		
	消防施設等維持修繕管理		
関連計画名	桑折町地域防災計画		

【脆弱性評価】

〇消防団員の確保等
　消防団は、地域に密着して住民の安全・安心を守る地域防災の要となる存在ですが、就業形態や社会情勢の変化、地域の連帯意識の希薄化などにより、団員の減少及び高齢化が進んでいます。このため、若者や女性、消火活動等、特定の活動のみを行う機能別団員の加入を促進するとともに、消防団の活動に対する地域や雇用者の理解・支援が得られる環境整備に取り組み、消防団の充実・強化を図る必要があります。

〇消防用水利、消防団装備の充実等
　町内には消防水利の基準を満たしていない地区があることから、引き続き整備に取り組んでいく必要があります。消防団の装備に関しても、団員の安全確保のため、装備の充実を図る必要があります。

【推進方針】

〇消防団員の確保等
　広報紙への掲載や成人式での啓発資材配布などPR活動を強化し、特に若者の消防団加入を促進します。また、消防団の活動に対する地域や雇用者の理解・支援が得られるよう、福島県とともに企業への訪問活動を行います。

〇消防用水利、消防団装備の充実等
　消防水利の基準に満たない箇所においては、地域の要望等を踏まえ、耐震性貯水槽の整備に努めます。平成26年に改正された消防団装備の基準により引き続き、団員の安全確保のため装備の充実に努めます。

【事前に備えるべき目標】
②大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速かつスムーズに行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

②－４医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺

施策プログラム	②－４－１	災害時の医療支援体制の強化	
担当課	生活環境課	担当係	危機管理係
関連計画名	桑折町地域防災計画		

【脆弱性評価】

○災害医療ネットワークの確立
大規模災害が発生したときであっても、医療救護活動が円滑に実施される必要があります。

○医療器具・医薬品の確保
災害時に医薬品や衛生材料等が必要な場合、災害時医薬品等の備蓄供給体制を構築している県に協力を要請することとしていますが、地域の薬局などと医薬品等の供給協力についても連携を図る必要があります。

【推進方針】

○災害医療ネットワークの確立
災害時の医療救護活動について、（社）伊達医師会と連携した円滑な医療活動の実施に努めていきます。

○医療器具・医薬品の確保
県や関係団体との連携を強化するとともに、町内の医薬品取り扱い事業者との協定締結を検討するなど、災害時の医薬品や衛生材料等の確保に努めます。

＜再掲＞

施策プログラム	②－４－２	社会福祉施設の耐震化等	
担当課	健康福祉課	担当係	福祉介護係
事業名	社会福祉施設の計画的な維持修繕		
関連計画名	桑折町公共施設等総合管理計画		
	桑折町地域福祉計画		

【脆弱性評価】

○社会福祉施設の耐震化等
町が保有する社会福祉施設は新耐震基準を満たしていますが、老朽化に伴い修繕箇所の増加が見込めれることや災害時に避難生活が困難な要配慮者を受け入れる福祉避難所としての役割をもつ施設もあることから、計画的な維持修繕をする必要があります。また、町内のその他の社会福祉施設で未耐震化施設については、耐震化設備を促進する必要があります。

【推進方針】

○社会福祉施設の耐震化等
社会福祉施設は平時・災害時ともに福祉の提供や要配慮者の安全確保など多くの役割を担う施設であることから、定期的な点検調査を行い、耐震化設備を整備し、計画的な維持修繕をすることで長寿命化に努めます。

＜再掲＞

施策プログラム	② － 4 － 3	福祉避難所の充実・確保	
担当課	生活環境課	担当係	危機管理係
事業名	福祉避難所の周知		
関連計画名	桑折町地域防災計画		

【脆弱性評価】

〇福祉避難所の充実・確保
　保健福祉センターやすらぎ園は平成25年に福祉避難所として指定したことで、災害時に支援が必要な障がい者等の避難場所として開設できる体制を整えています。しかし、東日本大震災時には支援を要しない方も福祉避難所に多数避難してくる状況であったため、機能の明確化と住民への周知が必要です。

【推進方針】

〇福祉避難所の充実・確保
　要支援者の安全を確保する福祉避難所として機能するため、対象者を明確にし、住民の理解を得られるよう周知します。

【事前に備えるべき目標】
②大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速かつスムーズに行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

②－５被災地における疫病・感染症等の大規模発生

施策プログラム	②－５－１	感染症予防措置の推進	
担当課	健康福祉課	担当係	健康増進係
活用する交付金・補助金（補助対象事業名）	感染症予防事業費等国庫負担（補助）金（疾病予防対策事業）		
事業名	桑折町感染症等予防対策事業		
関連計画名	桑折町新型インフルエンザ等対策行動計画		

【脆弱性評価】

〇避難所等における感染症等の拡大防止について
本町では、災害時の感染症対策として、消毒薬やマスク、普及啓発用のパンフレットを準備しています。避難所における感染症拡大防止のためには、避難所の区分けや個室スペース等の確保、受付窓口や健康観察等での感染兆候の確認による早期発見が必要となります。また、平時においては予防接種の接種率向上、感染症の予防や発生時の対応に関する知識の普及が必要となります。

【推進方針】

〇避難所等における感染症等の拡大防止について
避難所環境の悪化による感染症の拡大防止のため、避難所における空間の分離や感染兆候の早期発見等の体制について検討するとともに、平時より、予防接種の実施、感染症の予防や発生時の対応に関する知識の普及を行い、町民一人一人の感染症予防・まん延防止対策を促進します。

施策に関連する数値指標

指標名	麻疹風疹予防接種率	現状値	第1期　93.8% 第2期　98.4% （令和4年度）	目標値	第1期　95.0% 第2期　95.0%

施策プログラム	②－５－２	下水道業務継続計画（BCP）の推進	
担当課	建設水道課	担当係	上下水道係
事業名	福島県下水道情報伝達訓練		
	桑折町下水道業務継続計画（BCP)見直し業務		
関連計画名	桑折町下水道業務継続計画〈地震対策編〉		

【脆弱性評価】

〇BCPの推進
　東日本大震災と同程度の大地震を想定し、下水道施設が被災した場合であっても、速やかにかつ高いレベルで下水道が果たすべき機能を維持・回復することを目的として、事前対策や非常時対応等について定めた「桑折町下水道業務継続計画（BCP）」を策定し、情報伝達訓練等を実施している。災害発生時の対応手順の定着と確実な実行のため、今後も下水道BCPに基づく訓練の実施や計画見直しによる精度向上を図り、下水道施設の継続的な機能確保に取り組んでいく必要があります。

【推進方針】

〇BCPの推進
　東日本大震災と同程度の大地震を想定し、下水道施設が被災した場合であっても、速やかにかつ高いレベルで下水道が果たすべき機能を維持・回復するため、「桑折町下水道業務継続計画(BCP)」に基づく情報伝達訓練の実施や計画見直し等により、災害発生時の対応手順の定着と確実な実行に向けた取り組みを推進します。

【事前に備えるべき目標】
②大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速かつスムーズに行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

②－５被災地における疫病・感染症等の大規模発生

施策プログラム	②－５－３	下水道施設の維持管理	
担当課	建設水道課	担当係	上下水道係
活用する交付金・補助金（補助対象事業名）	防災・安全交付金（ふくしまの美しい水環境とくらしを守る施策の推進）		
事業名	桑折町下水道ストックマネジメント事業（汚水管）		
関連計画名	桑折町下水道ストックマネジメント計画		

【脆弱性評価】

○下水道施設の施設管理
大規模自然災害等によって下水道施設の機能が損なわれた場合、疫病や感染症等がまん延するリスクがあることから、下水道施設の適切な維持管理が求められます。本町では限られた人員、予算の中で効果的に施設管理を行うための管理区分の設定、点検・調査頻度、改築判断基準等を定めた「桑折町下水道ストックマネジメント計画」を平成29年2月に策定しており、下水道施設を一体的にとらえた長寿命化対策及びライフサイクルコストの低減を推進するため、定期的な計画見直しによる精度向上を図り、下水道施設の持続的な機能確保に取り組んで行く必要があります。

【推進方針】

○下水道施設の施設管理
大規模自然災害等によって下水道施設の機能が損なわれた場合、疫病や感染症等がまん延するリスクがあることから、「桑折町下水道ストックマネジメント計画」に基づき、下水道施設を一体的に捉えた長寿命化対策及びライフサイクルコストの低減を推進し、下水道施設の持続的な機能確保を図ります。

施策プログラム	②－５－４	単独処理浄化槽からの合併処理浄化槽への転換促進	
担当課	建設水道課	担当係	上下水道係
活用する 交付金・補助金 （補助対象事業名）	循環型社会形成推進交付金（浄化槽分）		
	福島県浄化槽整備事業費補助金（福島県浄化槽整備事業）		
事業名	桑折町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付事業		
関連計画名	桑折町生活排水処理基本計画		

【脆弱性評価】

〇単独処理浄化槽からの合併処理浄化槽への転換促進
　本町の単独浄化槽設置数については、平成12年の浄化槽法改正により単独浄化槽の新設が原則禁止されたものの、法改正前に設置された従来の浄化槽の多くが現在も継続して使用されております。このような状況から、令和元年12月に見直しを行った「桑折町生活排水処理基本計画」では、生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）を2,260人（平成30年度）から1,474人（令和6年度）に減少させる目標を掲げており、生活環境の改善や公共用水域の水質保全、感染症のまん延予防を図るためにも桑折町合併処理浄化槽設置整備補助金による補助事業を継続して行い、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進していく必要があります。

【推進方針】

〇単独処理浄化槽からの合併処理浄化槽への転換促進
　単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換は、生活環境の改善や公共用水域の水質保全、感染症のまん延予防を図るために重要なことから、この必要性を広く周知することで桑折町合併処理浄化槽設置整備補助金による補助事業の活用を推進していきます。

施策に関連する数値指標

指標名	生活排水未処理人口	現状値	2,260人(H30)	目標値	1,474人(R6)

【事前に備えるべき目標】
②大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速かつスムーズに行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

②－５被災地における疫病・感染症等の大規模発生

施策プログラム	②－５－５	伝染病対策の充実･強化	
担当課	生活環境課	担当係	環境係
事業名	狂犬病予防注射事業		

【脆弱性評価】

○伝染病対策の充実･強化
伝染病予防対策として、飼い犬には、市町村への登録申請と年に1回の予防注射が義務付けられており、本町においても、年に1度畜犬の集合注射を実施しています。しかしながら、近年は飼育態系の変化から室内犬等の増加により、未登録犬及び予防注射未接種の飼い犬が増加している状況にあります。今後も飼育者に対し、未登録犬の登録と予防接種の必要性について周知する必要があります。

【推進方針】

○伝染病対策の充実･強化
未登録及び未接種の飼い主に対して適正な手続き、飼育を促すとともに他の飼い主に対しても、広報誌等を通じて適正な飼育の周知に努めます。

【事前に備えるべき目標】
③大規模自然災害発生直後から、必要不可欠な町の行政機能は確保する

③－１行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

施策プログラム	③ － １ － １	業務継続に必要な体制の整備	
担当課	生活環境課	担当係	危機管理係
関連計画名	桑折町業務継続計画		
	桑折町地域防災計画		

【脆弱性評価】

〇業務継続に必要な体制の整備
町は、大規模災害発生時に町職員自らが被災した場合であっても、災害応急対応にあたりますが、同時に停滞すると町民生活に著しい影響を及ぼす通常業務についても継続しなければなりません。災害時に応急対応と優先的に実施すべき通常業務を効率的かつバランスよく両立させるため、「桑折町業務継続計画」を策定（平成30年8月）しており、それに基づく業務継続体制を確実なものとする必要があります。

【推進方針】

〇業務継続に必要な体制の整備
「桑折町地域防災計画」に基づく業務継続体制を強化するため、職員の教育を進め、防災訓練の実施等を通じて、計画の実効性向上に努めます。

施策プログラム	③ － １ － ２	防災拠点施設の機能確保	
担当課	生活環境課	担当係	危機管理係
事業名	役場新庁舎整備事業		
関連計画名	桑折町地域防災計画		

【脆弱性評価】

〇庁舎等の耐震化等
大規模災害発生時においても、必要な行政機能を維持し、迅速かつ的確な災害対応を行うため、災害対策本部が設置される役場庁舎は耐震性や災害対応のための設備を充実する必要があります。

【推進方針】

〇庁舎等の耐震化等
令和3年1月に開庁した役場新庁舎は、防災倉庫や非常用電源装置の設置がされています。町民の安全・安心を守る防災拠点としての機能を最大限発揮できるよう、防災関係資機材の取り扱い訓練の実施や備蓄品の充実等に努めます。

【事前に備えるべき目標】
③大規模自然災害発生直後から、必要不可欠な町の行政機能は確保する

③－１行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

＜再掲＞

施策プログラム	③ － １ － ３	町有施設（庁舎等）の耐震化等	
担当課	総務課・教育文化課	担当係	行政係・こども教育係
事業名	役場新庁舎整備事業		
	保育所・幼稚園施設の耐震化検討及び計画的な維持修繕		
関連計画名	桑折町公共施設等総合管理計画		
	桑折町地域防災計画		

【脆弱性評価】

○庁舎の耐震化等
旧役場庁舎は昭和32年に建設されて以来約60年間、本町の行政機能を支えてきました。この期間に行政の高度化や地方分権による事務の増加、社会構造の変化による事務形態の変化等から、必要なスペースが不足する狭隘化を招き、このことが、本庁舎をはじめ、分庁舎、保健福祉センター「やすらぎ園」、多目的スタジオ「イコーゼ」など、行政機能が分散する原因の一つとなりました。また、老朽化した庁舎では、耐震面で不安を抱えており、増築も重ねてきたことから新耐震基準を満たす必要と執務上の効率性を改善する必要もありました。
こうした状況の中、平成29年度に役場機能緊急保全事業による国の財政支援（令和2年度が期限）など、町に追い風となる制度が創成されたことから、防災機能の強化、老朽化や狭隘性への対応、各庁舎分散解消等の課題解決を図るため、新庁舎建設に取り組み、令和2年10月に竣工し、令和3年1月に開庁に至りました。
開庁後2か月以内に震度6弱の地震に襲われる等、自然災害が増加する中で、庁舎が発揮した耐震性を今後も保持するため、継続的な施設の維持管理に取り組む必要があります。

○保育所・幼稚園の耐震化等
保育所・幼稚園の建物は、醸芳幼稚園と醸芳保育所の母屋のみが1981年以前に建築され、新耐震基準を満たしておらず、耐震化も未実施でありますが、それ以外の建物・増築分はすべて1981年以降の建物のため耐震化は不要です。また、簡易劣化診断の判定はすべての建物が軽度な劣化度B以上ではありますが、築年数の経過から毎年修繕箇所が発生しており、計画的な維持修繕と耐震化の検討を進め、就学前児童の安全を確保する必要があります。

【推進方針】

○庁舎の耐震化等
新庁舎建設は、防災機能の強化、老朽化や狭隘性への対応、各庁舎分散解消等の課題解決を図ることを目的とし、人口減少社会の中でも自立・自律の町としての歩みを進める本町にふさわしい庁舎を目指し、町の最上位計画である総合計画「献上桃の郷こおり創成プラン」の重点プロジェクトの一つ「町民のための庁舎整備プロジェクト」として、令和2年10月に竣工し、令和3年1月に開庁に至りました。
庁舎の持つ強靭性を今後も長期的に維持するため、庁舎の経年状況を把握し必要な対応を行うと共に、洪水被害等に対する強靭性を確保するため、継続的に排水設備及び周辺環境の維持管理作業に努めます。

○保育所・幼稚園の耐震化等
保育所・幼稚園の建物は地震等の災害発生時に就学前児童の安全を確保するとともに避難所等として使用が想定される建物であることから、耐震化の検討と老朽化した施設の改修等を計画的に進めます。

施策に関連する数値指標

指標名	防災拠点となる公共施設の耐震化率（2018年3月現在）	現状値	92.4%	目標値	100.0%

＜再掲＞

施策プログラム	③－１－４	訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化	
担当課	生活環境課	担当係	危機管理係
事業名	桑折町地域防災訓練		
関連計画名	桑折町地域防災計画		

【脆弱性評価】

○町地域防災訓練等の実施
　警察、消防、自衛隊などの防災関係機関や消防団、自主防災組織等が相互の連携及び災害対応力を強化するとともに、地域住民の防災意識の高揚と地域防災力の向上を図るため、町地域防災訓練等に取り組んでいます。大規模災害が発生した場合であっても迅速かつ的確な災害対応を実現するため、実施した訓練の総括、災害対応における課題等を把握し、必要な見直しを行うことにより関係機関の連携体制及び災害対応力の強化を推進していく必要があります。

【推進方針】

○町地域防災訓練等の実施
　大規模自然災害が発生した場合であっても迅速かつ的確な災害対応を実現するため町地域防災訓練等に取り組み、災害対応に必要な見直しを行うことにより、警察、消防、自衛隊などの防災関係機関や消防団、自主防災組織等の連携体制と災害対応力の強化を図るとともに、地域住民の防災意識高揚と地域防災力の向上に努めます。

＜再掲＞

施策プログラム	③－１－５	大規模災害時における広域応援体制の充実・強化	
担当課	生活環境課	担当係	危機管理係
関連計画名	桑折町地域防災計画		

【脆弱性評価】

○市町村相互応援協定の推進
　大規模災害時に町単独では十分な対応が困難な場合に備え、他の市町村と協定を締結し、災害時に物資の供給や職員の派遣について相互に応援する体制を構築しています。今後も、発災時に迅速に対応できるよう関係機関と連携を強化する必要があります。

【推進方針】

○市町村相互応援協定の推進
　大規模災害時に人的・物的支援を円滑に実施できるよう、相互応援協定を締結する市町村との間で、防災訓練に相互に参加するなど、応援体制の強化に努めます。

【事前に備えるべき目標】
④大規模自然災害発生直後から、必要不可欠な町の情報通信機能は確保する

④－１電力供給停止等による防災・災害対策に必要な情報通信の麻痺・長期停止

＜再掲＞

施策プログラム	④ － １ － １	防災拠点施設の機能確保	
担当課	生活環境課	担当係	危機管理係
事業名	役場新庁舎整備事業		
関連計画名	桑折町地域防災計画		
【脆弱性評価】			
○庁舎等の耐震化等 大規模災害発生時においても、必要な行政機能を維持し、迅速かつ的確な災害対応を行うため、災害対策本部が設置される役場庁舎は耐震性や災害対応のための設備を充実する必要があります。			
【推進方針】			
○庁舎等の耐震化等 令和3年1月に開庁した役場新庁舎は、防災倉庫や非常用電源装置の設置がされています。町民の安全・安心を守る防災拠点としての機能を最大限発揮できるよう、防災関係資機材の取り扱い訓練の実施や備蓄品の充実等に努めます。			

施策プログラム	④ － １ － ２	情報システムの業務継続体制（ICT－BCP）の強化	
担当課	総合政策課	担当係	政策推進係
事業名	イントラネット保守運用業務		
【脆弱性評価】			
○ICT-BCPの強化 大規模災害時の災害応急対応や重要通常業務の継続、早期の復旧の遂行のためには、それらの業務を支える情報システムやネットワーク等の稼働が必要不可欠な基盤となります。重要業務に係る情報システムを中断させず、また、中断に至ったとしてもできるだけ早く復旧させるために必要な体制をとることが重要です。			
【推進方針】			
○ICT-BCPの強化 役場庁舎倒壊によるシステムダウンを防ぐため、情報システム用サーバの一部をネットワーク保守業者の運営するデータセンターへの移設や、職員への教育や訓練の実施等を通じて、情報システムやネットワークの稼働継続、早期復旧のための体制強化に努めます。 大規模災害等が発生した場合であっても重要業務に係る情報システムを中断させず、また、中断に至ったとしてもできるだけ早く復旧させるため、障害発生によって甚大な影響を与える情報システム機器の冗長化、保守運用管理体制の確保及び老朽化した機器の更新等により、情報システムによる業務継続の体制強化に努めます。			

施策プログラム	④ － １ － ３	情報通信設備の耐災害性の強化	
担当課	総合政策課	担当係	政策推進係
活用する 交付金・補助金 （補助対象事業名）	無線システム普及支援事業費補助金（公衆無線LAN環境整備支援事業）		
事業名	イントラ保守運用業務		
	公衆無線LAN環境保守運用業務		

【脆弱性評価】

○情報通信設備の耐災害性の強化
　地震や地域停電が発生した場合でも情報通信設備が停止しない体制を構築する必要があります。役場庁舎においては非常用自家発電設備により電源を確保していますが、重要なネットワーク機器の運用管理の見直し等を進め、情報通信設備の耐災害性の強化を図る必要があります。

【推進方針】

○情報通信設備の耐災害性の強化
　情報通信設備の耐災害性を強化するため、庁舎内に設置しているサーバの統合や民間データセンターへのハウジング／ホスティング委託の活用、自治体クラウドの導入等を検討し、重要ネットワーク機器の運用管理の見直しを進めます。また、地震や地域停電でも情報通信設備が止まらない体制の確保に向けて、庁舎内に設置されているシステムのサーバー統合や民間データセンターのハウジング委託を活用した重要ネットワーク機器の運用管理、ケーブルの断線に備えた無線LAN化等を検討し、情報通信設備の耐災害性の強化を進めます。
　さらに、役場庁舎等が災害時等に町民への情報発信拠点となるよう、公衆無線LAN環境の適正な運用を進めます。

施策プログラム	④ － １ － ４	多様な通信手段の確保	
担当課	生活環境課	担当係	危機管理係
関連計画名	桑折町地域防災計画		

【脆弱性評価】

○住民への情報伝達手段の確保
町では災害発生時、緊急性の高い情報を災害情報共有システム（Lアラート）、緊急速報メール、防災行政無線、町ホームページ、屋外スピーカーなど多様な方法で伝達しています。災害時においても、多様な通信手段を確保し、より多くの住民に対し、的確かつ迅速な情報伝達に努める必要があります。

【推進方針】

○住民への情報伝達手段の確保
　災害発生時においても、住民に対し迅速かつ的確に情報を伝達するため、各種通信システムの充実強化及び停電時の電源確保を進め、より多くの通信手段の確保に努めます。

【事前に備えるべき目標】
④大規模自然災害発生直後から、必要不可欠な町の情報通信機能は確保する

④－１電力供給停止等による防災・災害対策に必要な情報通信の麻痺・長期停止

＜再掲＞

施策プログラム	④ － １ － ５	住民等への情報伝達体制の強化	
担当課	生活環境課	担当係	危機管理係
関連計画名	桑折町地域防災計画		
【脆弱性評価】			
○住民への情報伝達手段の充実 本町では緊急性の高い災害情報の伝達を、Lアラート、町ホームページ、緊急速報メール、屋外スピーカーなど多重的に行っています。しかし、「パソコンや携帯電話を持たない高齢者世帯」や「音声が届きにくい区域」への迅速かつ確実な情報伝達手段の確保が課題となっており、今後も研究を進めていく必要があります。			
【推進方針】			
○住民への情報伝達手段の充実 屋外スピーカーによる伝達が難しい区域への広報車両による周知や、消防団等と連携した確実な情報伝達に努めます。また、戸別受信機の配備による情報伝達手段のさらなる多重化について今後も研究を進めます。			

【事前に備えるべき目標】
⑤大規模自然災害発生後であっても、町の経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

⑤－１サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞

施策プログラム	⑤ － １ － １	高規格幹線道路・地域高規格道路等の整備	
担当課	建設水道課	担当係	建設係
事業名	町道ネットワーク構築の検討		
関連計画名	広域道路網の計画的な整備		

【脆弱性評価】

〇高規格幹線道路・地域高規格道路等の整備
　災害発生時に避難や救助・救援活動、物資供給を円滑に行うため、体系的で代替性が確保された道路ネットワークを整備する必要があります。また、東北中央自動車道の整備によって本町が高規格幹線道路ネットワークの結節点となることで、広域的なヒトとモノの流れが大きく変化することから新たな状況に対応したネットワークの構築を進める必要があります。

【推進方針】

〇高規格幹線道路・地域高規格道路等の整備
　広域的な交通体系等の整備により、災害発生時においても救援・救助に係る人員・物資等の円滑な輸送を確保するため、今後も高規格幹線道路ネットワーク化の要望に継続して努めます。
　また、福島都市圏北部の国道4 号の渋滞や事故の問題解消に向け、道路ネットワークのあり方や国道13号福島西道路（北伸）に係る国への要望にも引き続き努めます。

【事前に備えるべき目標】
⑤大規模自然災害発生後であっても、町の経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

⑤－１サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞

＜再掲＞

施策プログラム	⑤ － １ － ２	緊急輸送道路の防災・減災対策	
担当課	建設水道課	担当係	建設係
活用する交付金・補助金（補助対象事業）	防災安全交付金		
	社会資本総合整備交付金		
事業名	道路ストック総点検事業		
	定期パトロール及び町内会等の要望に基づいた道路管理事業		
関連計画名	社会資本総合整備計画（安全で安心して暮らせる地域・社会の形成）		

【脆弱性評価】

○緊急輸送道路等の防災・減災対策（長寿命化）
本町では平成26年度から、町道の舗装路面や法面、道路標識、道路照明灯などの道路施設の安全性について総点検を実施しており、予防保全的な観点から計画的な道路の維持修繕を行っています。特に緊急輸送道路（第2次確保路線1路線）については優先的に実施し、良好な道路状態の維持を図っています。大規模災害時に災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、各防災拠点をネットワーク化する緊急輸送道路等の通行を確保することが必要です。

○無電柱化の推進
電線類を道路の下に収納する電線共同溝の整備等に取り組み、都市災害に対する防災性の向上及び安全で快適な歩行空間の確保や町並みの景観向上に向けて今後も無電柱化の推進を図っていく必要がある。

【推進方針】

○緊急輸送道路等の防災・減災対策（長寿命化）
大規模災害時に災害応急対策活動のための物流・人流を支える輸送路として機能するよう、国・県道の管理者と連携し、平時から緊急輸送道路等の良好な状態の維持に努めます。また、町道の道路施設の点検を継続するとともに、点検結果に基づいて緊急輸送道路等の予防保全的な修繕も行います。

○無電柱化の推進
地域における無電柱化を推進し、都市災害に対する防災性の向上を図るとともに、安全で快適な歩行空間の確保や町並みの景観向上に努める。

＜再掲＞

施策プログラム	⑤ － １ － ３	迂回路となり得る農道・林道の整備	
担当課	建設水道課	担当係	建設係
事業名	定期パトロール及び町内会等の要望に基づいた道路管理事業		

【脆弱性評価】

〇農道・林道の整備
　町道・農道・林道は大規模災害の発生において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、防災・減災の観点からも必要な農道・林道について計画的に整備していく必要があります。

【推進方針】

〇農道・林道の整備
　農作業の利便向上や農産物流通の効率化、森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林整備など、多様な目的により整備される農道・林道は、大規模災害時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の低下や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割に期待できることから、防災・減災の観点からも計画的な農道・林道の整備を推進します。

【事前に備えるべき目標】
⑤大規模自然災害発生後であっても、町の経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

⑤－１サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞

＜再掲＞

施策プログラム	⑤ － １ － ４	橋梁施設の耐震対策等	
担当課	建設水道課	担当係	建設係
活用する交付金・補助金（補助対象事業名）	道路更新防災等対策事業費補助（道路メンテナンス事業費補助）		
事業名	橋梁定期点検事業		
関連計画名	橋梁長寿命化計画		

【脆弱性評価】

○ 橋梁施設の耐震化対策等
本町の管理する橋梁は158橋ありますが、建設後50年を経過する橋梁が全体の46%を占めており、令和22年には86%程度に増加します。これらの橋梁は、老朽化対策を進める必要があり、「桑折町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき今後も緊急輸送道路を跨ぐ橋梁や跨線橋の橋梁等の重要橋梁に関しては、優先的に延命化を図り点検を継続して実施する必要があります。

【推進方針】

○ 橋梁施設の耐震化対策等
災害時においても緊急輸送道路等に連なる橋梁の安全を確保するため、「桑折町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、重要橋梁を優先しながら道路橋梁の延命化を推進します。実施に向けては、緊急輸送路における橋梁の耐震対策によって緊急輸送ネットワークの強化を図るとともに、点検調査を継続して行い安全性の確保に努めていきます。

施策に関連する数値指標

指標名	橋梁点検	現状値	158橋	目標値	158橋

【事前に備えるべき目標】
⑤大規模自然災害発生後であっても、町の経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

⑤－２食料等の安定供給の停滞

＜再掲＞

施策プログラム	⑤ － ２ － １	高規格幹線道路・地域高規格道路等の整備	
担当課	建設水道課	担当係	建設係
事業名	町道ネットワーク構築の検討		
関連計画名	広域道路網の計画的な整備		

【脆弱性評価】

〇高規格幹線道路・地域高規格道路等の整備
災害発生時に避難や救助・救援活動、物資供給を円滑に行うため、体系的で代替性が確保された道路ネットワークを整備する必要があります。また、東北中央自動車道の整備によって本町が高規格幹線道路ネットワークの結節点となることで、広域的なヒトとモノの流れが大きく変化することから新たな状況に対応したネットワークの構築を進める必要があります。

【推進方針】

〇高規格幹線道路・地域高規格道路等の整備
広域的な交通体系等の整備により、災害発生時においても救援・救助に係る人員・物資等の円滑な輸送を確保するため、今後も高規格幹線道路ネットワーク化の要望に継続して努めます。
また、福島都市圏北部の国道4 号の渋滞や事故の問題解消に向け、道路ネットワークのあり方や国道13号福島西道路（北伸）に係る国への要望にも引き続き努めます。

【事前に備えるべき目標】
⑤大規模自然災害発生後であっても、町の経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

⑤－２食料等の安定供給の停滞

＜再掲＞

施策プログラム	⑤ － ２ － ２	緊急輸送道路の防災・減災対策	
担当課	建設水道課	担当係	建設係
活用する交付金・補助金（補助対象事業）	防災安全交付金		
	社会資本総合整備交付金		
事業名	道路ストック総点検事業		
	定期パトロール及び町内会等の要望に基づいた道路管理事業		
関連計画名	社会資本総合整備計画（安全で安心して暮らせる地域・社会の形成）		

【脆弱性評価】

○緊急輸送道路等の防災・減災対策（長寿命化）
本町では平成26年度から、町道の舗装路面や法面、道路標識、道路照明灯などの道路施設の安全性について総点検を実施しており、予防保全的な観点から計画的な道路の維持修繕を行っています。特に緊急輸送道路（第2次確保路線1路線）については優先的に実施し、良好な道路状態の維持を図っています。大規模災害時に災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、各防災拠点をネットワーク化する緊急輸送道路等の通行を確保することが必要です。

○無電柱化の推進
電線類を道路の下に収納する電線共同溝の整備等に取り組み、都市災害に対する防災性の向上及び安全で快適な歩行空間の確保や町並みの景観向上に向けて今後も無電柱化の推進を図っていく必要がある。

【推進方針】

○緊急輸送道路等の防災・減災対策（長寿命化）
大規模災害時に災害応急対策活動のための物流・人流を支える輸送路として機能するよう、国・県道の管理者と連携し、平時から緊急輸送道路等の良好な状態の維持に努めます。また、町道の道路施設の点検を継続するとともに、点検結果に基づいて緊急輸送道路等の予防保全的な修繕も行います。

○無電柱化の推進
地域における無電柱化を推進し、都市災害に対する防災性の向上を図るとともに、安全で快適な歩行空間の確保や町並みの景観向上に努める。

＜再掲＞

施策プログラム	⑤ － ２ － ３	迂回路となり得る農道・林道の整備	
担当課	建設水道課	担当係	建設係
事業名	定期パトロール及び町内会等の要望に基づいた道路管理事業		

【脆弱性評価】

○農道・林道の整備
町道・農道・林道は大規模災害の発生において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、防災・減災の観点からも必要な農道・林道について計画的に整備していく必要があります。

【推進方針】

○農道・林道の整備
農作業の利便向上や農産物流通の効率化、森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林整備など、多様な目的により整備される農道・林道は、大規模災害時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の低下や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割に期待できることから、防災・減災の観点からも計画的な農道・林道の整備を推進します。

施策プログラム	⑤ － ２ － ４	食料生産基盤の整備	
担当課	産業振興課	担当係	農林振興係
事業名	恵みの農地再生事業		
	農地流動化奨励金交付事業		

【脆弱性評価】

〇遊休農地の解消
　食糧生産基盤である農地は、雨水を一時的に貯留する働きや下流域への土壌流出を防ぐ働きなどの多面的機能を有しており、遊休農地の増加による荒廃化は、自然災害時の被害リスクを増加せることとなります。また、農業者の高齢化や年々増加する鳥獣被害等は、農業に対する意欲の低下につながり、特に耕作条件の悪い農地の遊休化が進んでいます。
　今後は食糧生産基盤である農地を守るために遊休農地の解消を促進し農地の有効利用を図る必要があります。

【推進方針】

〇遊休農地の解消
　食糧生産基盤である農地を守るためには、耕作放棄地の実態把握が必須であり、農地利用状況調査や全農家アンケート調査を実施することで情報を整理し、遊休農地とならないよう所有者への指導を実施していきます。また、恵みの農地再生事業を柱として遊休農地を優良な農地へ再生し、地域の担い手へ集積を進める取組み等を促進していきます。

施策に関連する数値指標

指標名	耕作放棄地の面積	現状値	51.3ha(R4)	目標値	35.0ha(R6)

施策プログラム	⑤ － ２ － ５	農業水利施設の適正な保全管理	
担当課	建設水道課	担当係	建設係
活用する交付金・補助金（補助対象事業名）	多面的機能支払交付金		
事業名	県営ストックマネジメント事業		

【脆弱性評価】

〇農業水利施設の適正な保全管理
　農業水利施設の多くは、既に標準耐用年数を経過し、老朽化等による機能低下が進んでいます。地域農業を支える農家の減少、高齢化で施設管理体制に弱体化の傾向があり、農業水利施設の維持管理が課題となっています。災害の発生に備え、農業水利施設の多面的機能が十分に発揮されるよう、各施設管理者による適正な施設診断の実施や施設管理体制の強化を進め、防災・減災に配慮したストックマネジメントの推進及び適正な維持管理等の取り組みにより、安全安心な農業基盤づくりを進めていく必要があります。

【推進方針】

〇農業水利施設の適正な保全管理
　各施設管理者による適正な施設診断の実施や施設管理体制の強化を進め、防災・減災に配慮したストックマネジメントの推進及び適正な維持管理等の取り組みにより、安全安心な農業基盤づくりを推進します。また、多面的機能支払交付金事業の活用による農業施設の修繕改修についても推進します。

【事前に備えるべき目標】
⑥大規模自然災害発生直後から生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

⑥－１電気・ガス等のエネルギー供給機能の長期的な停止

施策プログラム	⑥ － １ － １	災害時応援体制の整備（エネルギー供給等）	
担当課	生活環境課	担当係	危機管理係
関連計画名	桑折町地域防災計画		

【脆弱性評価】

〇LPガスの災害予防対策
　災害発生時に防災拠点や避難所等で必要となる燃料等を確保するため、福島県LPガス協会県北支部と災害時の協力協定を締結し、関連機器も含めた供給を受ける体制を構築しています。また、電力については、東北電力株式会社や桑折町電気工事組合と協定を締結し、被災施設の電力復旧に対する支援を要請することとしており、各団体等との関係強化に努める必要があります。

【推進方針】

〇LPガスの災害予防対策
　大規模災害への応急対応に必要な燃料確保と施設の早期復旧のため、日ごろから協定に基づく協力要請や防災訓練等を通じて関係事業者等と災害時の支援協定による体制の強化に努めます。

施策プログラム	⑥ － １ － ２	再生可能エネルギーの導入拡大	
担当課	総務課・生活環境課	担当係	行政係・環境係
活用する 交付金・補助金 （補助対象事業名）	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 （地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業）		
事業名	再生可能エネルギー導入事業		
関連計画名	桑折町再生可能エネルギー導入推進計画		

【脆弱性評価】

○再生可能エネルギー導入と拡大
　本町では、住宅用太陽光発電システムの設置や蓄電池設備及びペレットストーブ、V2Hの設置について支援しているほか、各小中学校に太陽光パネルを設置し、再生可能ネルギーの普及促進を図っています。しかしながら、災害時の避難所となる施設も含め、自家消費型の電力の創出・供給は充分ではない現状から、更なる普及促進を図っていく必要があります。

○防災拠点施設においての再生可能エネルギー導入と拡大
　役場旧庁舎は昭和３２年度建築のため、自家発電機及び再生可能エネルギー設備（太陽光発電等）が未整備で、災害発生時電力の供給がストップすると、情報収集や安否確認等、初動対応に遅れが生じておりました。これを解消するための自己電力確保の手段として、令和3年1月に開庁した新庁舎では蓄電池付太陽光発電等の再生可能エネルギーを導入しており、今後は災害時を含めた安定的設備利用と町内各所への普及拡大に向け、継続的に維持管理を行うと共に、発電量及び二酸化炭素削減量等の町民への周知による普及促進を図っていく必要があります。

【推進方針】

○再生可能エネルギー導入と拡大
　固定価格買取終了後の再生可能エネルギー設備の普及促進のため、住宅用太陽光パネル等設置に対する支援を継続するとともに、避難所や防災拠点となる公共施設において、災害時に自律的なエネルギーとして利用できるよう、自家消費型の電力創出・供給システムの導入について検討し、エネルギー供給源の多様化が図れるように努めます。

○防災拠点施設においての再生可能エネルギー導入と拡大
　令和3年1月開庁の新庁舎建設において、停電時に必要最低限電力を確保できるよう、補助金を活用しながら蓄電池付太陽光発電設備を整備しました。今後は、庁舎内町民利用スペースにおいて発電量を表示し、災害時に発電した電気を避難スペースにおいて有効活用する等により、向上した強靭性の恒常的維持と町内各所への普及拡大に努めます。また、避難所・防災拠点に指定された公共施設への導入を検討します。

【事前に備えるべき目標】
⑥大規模自然災害発生直後から生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

⑥－２復旧・復興を担う人材の絶対的な不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

＜再掲＞

施策プログラム	⑥ － ２ － １	上水道施設の防災･減災対策	
担当課	建設水道課	担当係	上下水道係
事業名	基幹管路維持修繕事業		
	浄水場薬品設備等修繕事業		

【脆弱性評価】

〇上水道施設の防災･減災対策
大規模自然災害が発生した場合であっても、水道による給水機能を確保するため、基幹管路や配水池、浄水場などの水道施設の耐震化･更新などの基盤強化と適正管理の確保に取り組んでいるところであり、水道事業者が将来的な水需要等を考慮して水道施設の耐震化や更新、適切な維持管理を計画的に進めるとともに、災害時の初動対応や自治体間の相互応援協力など水道事業継続のための体制整備を図る必要があります。

【推進方針】

〇上水道施設の防災･減災対策
大規模自然災害が発生した場合であっても、水道による給水機能を確保するため、水道事業者が将来的な水需要等を踏まえた水道施設（基幹管路や配水池、浄水場など）の耐震化や更新、適切な維持管理を計画的に推進していきます。

＜再掲＞

施策プログラム	⑥ － ２ － ２	下水道業務継続計画（BCP）の推進	
担当課	建設水道課	担当係	上下水道係
事業名	福島県下水道情報伝達訓練		
	桑折町下水道業務継続計画（BCP)見直し業務		
関連計画名	桑折町下水道業務継続計画〈地震対策編〉		

【脆弱性評価】

〇BCPの推進
東日本大震災と同程度の大地震を想定し、下水道施設が被災した場合であっても、速やかにかつ高いレベルで下水道が果たすべき機能を維持･回復することを目的として、事前対策や非常時対応等について定めた「桑折町下水道業務継続計画（BCP）」を策定し、情報伝達訓練等を実施している。災害発生時の対応手順の定着と確実な実行のため、今後も下水道BCPに基づく訓練の実施や計画見直しによる精度向上を図り、下水道施設の継続的な機能確保に取り組んでいく必要があります。

【推進方針】

〇BCPの推進
東日本大震災と同程度の大地震を想定し、下水道施設が被災した場合であっても、速やかにかつ高いレベルで下水道が果たすべき機能を維持･回復するため、「桑折町下水道業務継続計画(BCP)」に基づく情報伝達訓練の実施や計画見直し等により、災害発生時の対応手順の定着と確実な実行に向けた取り組みを推進します。

＜再掲＞

施策プログラム	⑥ － ２ － ３	下水道施設の維持管理	
担当課	建設水道課	担当係	上下水道係
活用する 交付金・補助金 （補助対象事業費）	社会資本整備総合交付金（ふくしまの美しい水環境整備の推進）		
事業名	桑折町下水道ストックマネジメント事業（汚水管）		
関連計画名	桑折町下水道ストックマネジメント計画		

【脆弱性評価】

〇下水道施設の施設管理
　大規模自然災害等によって下水道施設の機能が損なわれた場合、疫病や感染症等がまん延するリスクがあることから、下水道施設の適切な維持管理が求められます。本町では限られた人員、予算の中で効果的に施設管理を行うための管理区分の設定、点検・調査頻度、改築判断基準等を定めた「桑折町下水道ストックマネジメント計画」を平成29年2月に策定しており、下水道施設を一体的にとらえた長寿命化対策及びライフサイクルコストの低減を推進するため、定期的な計画見直しによる精度向上を図り、下水道施設の持続的な機能確保に取り組んで行く必要があります。

【推進方針】

〇下水道施設の施設管理
　大規模自然災害等によって下水道施設の機能が損なわれた場合、疫病や感染症等がまん延するリスクがあることから、「桑折町下水道ストックマネジメント計画」に基づき、下水道施設を一体的に捉えた長寿命化対策及びライフサイクルコストの低減を推進し、下水道施設の持続的な機能確保を図ります。

【事前に備えるべき目標】
⑥大規模自然災害発生直後から生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

⑥－２復旧・復興を担う人材の絶対的な不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

＜再掲＞

施策プログラム	⑥ － 2 － 4	単独処理浄化槽からの合併処理浄化槽への転換促進	
担当課	建設水道課	担当係	上下水道係
活用する交付金・補助金（補助対象事業名）	循環型社会形成推進交付金（浄化槽分）		
	福島県浄化槽整備事業費補助金（福島県浄化槽整備事業）		
事業名	桑折町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付事業		
関連計画名	桑折町生活排水処理基本計画		

【脆弱性評価】

〇単独処理浄化槽からの合併処理浄化槽への転換促進
本町の単独浄化槽設置数については、平成12年の浄化槽法改正により単独浄化槽の新設が原則禁止されたものの、法改正前に設置された従来の浄化槽の多くが現在も継続して使用されております。このような状況から、令和元年12月に見直しを行った「桑折町生活排水処理基本計画」では、生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）を2,260人（平成30年度）から1,474人（令和6年度）に減少させる目標を掲げており、生活環境の改善や公共用水域の水質保全、感染症のまん延予防を図るためにも桑折町合併処理浄化槽設置整備補助金による補助事業を継続して行い、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進していく必要があります。

【推進方針】

〇単独処理浄化槽からの合併処理浄化槽への転換促進
単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換は、生活環境の改善や公共用水域の水質保全、感染症のまん延予防を図るために重要なことから、この必要性を広く周知することで桑折町合併処理浄化槽設置整備補助金による補助事業の活用を推進していきます。

施策に関連する数値指標

指標名	生活排水未処理人口	現状値	2,260人(H30)	目標値	1,474人(R6)

【事前に備えるべき目標】
⑥大規模自然災害発生直後から生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

⑥－３町の基幹交通及び地域交通ネットワークが分断する事態

＜再掲＞

施策プログラム	⑥ － ３ － １	高規格幹線道路・地域高規格道路等の整備	
担当課	建設水道課	担当係	建設係
事業名	町道ネットワーク構築の検討		
関連計画名	広域道路網の計画的な整備		

【脆弱性評価】

〇高規格幹線道路・地域高規格道路等の整備
災害発生時に避難や救助・救援活動、物資供給を円滑に行うため、体系的で代替性が確保された道路ネットワークを整備する必要があります。また、東北中央自動車道の整備によって本町が高規格幹線道路ネットワークの結節点となることで、広域的なヒトとモノの流れが大きく変化することから新たな状況に対応したネットワークの構築を進める必要があります。

【推進方針】

〇高規格幹線道路・地域高規格道路等の整備
広域的な交通体系等の整備により、災害発生時においても救援・救助に係る人員・物資等の円滑な輸送を確保するため、今後も高規格幹線道路ネットワーク化の要望に継続して努めます。
また、福島都市圏北部の国道4 号の渋滞や事故の問題解消に向け、道路ネットワークのあり方や国道13号福島西道路（北伸）に係る国への要望にも引き続き努めます。

【事前に備えるべき目標】
⑥大規模自然災害発生直後から生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

⑥－３町の基幹交通及び地域交通ネットワークが分断する事態

＜再掲＞

施策プログラム	⑥ － 3 － 2	緊急輸送道路の防災・減災対策	
担当課	建設水道課	担当係	建設係
活用する交付金・補助金（補助対象事業）	防災安全交付金		
	社会資本総合整備交付金		
事業名	道路ストック総点検事業		
	定期パトロール及び町内会等の要望に基づいた道路管理事業		
関連計画名	社会資本総合整備計画（安全で安心して暮らせる地域・社会の形成）		

【脆弱性評価】

○緊急輸送道路等の防災・減災対策（長寿命化）
本町では平成26年度から、町道の舗装路面や法面、道路標識、道路照明灯などの道路施設の安全性について総点検を実施しており、予防保全的な観点から計画的な道路の維持修繕を行っています。特に緊急輸送道路（第2次確保路線1路線）については優先的に実施し、良好な道路状態の維持を図っています。大規模災害時に災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、各防災拠点をネットワーク化する緊急輸送道路等の通行を確保することが必要です。

○無電柱化の推進
電線類を道路の下に収納する電線共同溝の整備等に取り組み、都市災害に対する防災性の向上及び安全で快適な歩行空間の確保や町並みの景観向上に向けて今後も無電柱化の推進を図っていく必要がある。

【推進方針】

○緊急輸送道路等の防災・減災対策（長寿命化）
大規模災害時に災害応急対策活動のための物流・人流を支える輸送路として機能するよう、国・県道の管理者と連携し、平時から緊急輸送道路等の良好な状態の維持に努めます。また、町道の道路施設の点検を継続するとともに、点検結果に基づいて緊急輸送道路等の予防保全的な修繕も行います。

○無電柱化の推進
地域における無電柱化を推進し、都市災害に対する防災性の向上を図るとともに、安全で快適な歩行空間の確保や町並みの景観向上に努める。

＜再掲＞

施策プログラム	⑥ － 3 － 3	迂回路となり得る農道・林道の整備	
担当課	建設水道課	担当係	建設係
事業名	定期パトロール及び町内会等の要望に基づいた道路管理事業		

【脆弱性評価】

○農道・林道の整備
　町道・農道・林道は大規模災害の発生において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、防災・減災の観点からも必要な農道・林道について計画的に整備していく必要があります。

【推進方針】

○農道・林道の整備
　農作業の利便向上や農産物流通の効率化、森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林整備など、多様な目的により整備される農道・林道は、大規模災害時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の低下や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割に期待できることから、防災・減災の観点からも計画的な農道・林道の整備を推進します。

【事前に備えるべき目標】
⑥大規模自然災害発生直後から生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

⑥－３町の基幹交通及び地域交通ネットワークが分断する事態

＜再掲＞

施策プログラム	⑥ － 3 － 4	橋梁施設の耐震対策等	
担当課	建設水道課	担当係	建設係
活用する交付金・補助金（補助対象事業名）	道路更新防災等対策事業費補助（道路メンテナンス事業費補助）		
事業名	橋梁定期点検事業		
関連計画名	橋梁長寿命化計画		

【脆弱性評価】

○ 橋梁施設の耐震化対策等
本町の管理する橋梁は158橋ありますが、建設後50年を経過する橋梁が全体の46%を占めており、令和22年には86%程度に増加します。これらの橋梁は、老朽化対策を進める必要があり、「桑折町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき今後も緊急輸送道路を跨ぐ橋梁や跨線橋の橋梁等の重要橋梁に関しては、優先的に延命化を図り点検を継続して実施する必要があります。

【推進方針】

○ 橋梁施設の耐震化対策等
災害時においても緊急輸送道路等に連なる橋梁の安全を確保するため、「桑折町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、重要橋梁を優先しながら道路橋梁の延命化を推進します。実施に向けては、緊急輸送路における橋梁の耐震対策によって緊急輸送ネットワークの強化を図るとともに、点検調査を継続して行い安全性の確保に努めていきます。

施策に関連する数値指標

指標名	橋梁点検	現状値	158橋	目標値	158橋

＜再掲＞

施策プログラム	⑥ － 3 － 5	ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備	
担当課	建設水道課	担当係	建設係
事業名	ため池ハザードマップの配布		
	県へ治山事業実施要望		

【脆弱性評価】

〇ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備
　本町には31か所の土砂災害警戒区域（R5.3.31現在の指定箇所）があります。この区域を記載したハザードマップを令和5年に更新し、町内全戸に配布しました。特に災害発生が想定される区域の住民は、主体的な避難行動が求められるため、ハザードマップを活用して土砂災害のおそれのある区域を周知し、住民が適切な避難行動をとれるよう継続した取り組みが必要です。また、土砂災害から町民の生命と財産を守るため、施設整備及び既存施設の維持管理についても県へ継続的に要請していく必要があります。

【推進方針】

〇ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備
　土砂災害の危険が高まった場合に住民が適切な避難行動をとれるよう、特に土砂災害警戒区域を含む地区住民に対しては災害ハザードマップを活用して危険箇所の周知と土砂災害への意識の高揚に努めます。また土砂災害の被害を防止するため、基礎調査、施設整備事業及び施設の維持管理について県へのはたきかけを継続し取り組み強化に努めます。

＜再掲＞

施策プログラム	⑥ － 3 － 6	道路の防雪施設の整備	
担当課	建設水道課	担当係	建設係
事業名	要望町内会凍結防止剤配布事業		
	路面凍結重点箇所散布事業		

【脆弱性評価】

〇路面の凍結防止対策
　坂道での路面凍結による事故を防ぐため、危険箇所に凍結防止剤を散布する必要があります。本町では、凍結防止剤を常備し、町内会等と協働して凍結防止剤を散布しています。

【推進方針】

〇路面の凍結防止対策
　引き続き凍結防止剤の官民協働による散布により、坂道等の路面凍結による事故を防止します。

【事前に備えるべき目標】
⑥大規模自然災害発生直後から生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

⑥－３町の基幹交通及び地域交通ネットワークが分断する事態

＜再掲＞

施策プログラム	⑥ － 3 － 7	道路の除雪体制等の確保	
担当課	建設水道課	担当係	建設係
事業名	町内一円道路除雪事業		
	町内会等町道除雪活動支援事業		
	除雪機械単価契約事業		

【脆弱性評価】

〇地域住民と連携した生活道路の除雪の推進
　生活道路の除雪は、地域住民の連携により効率的に行われるよう、地域団体への除雪活動支援として燃料等の支給を行っていますが、活動団体の拡大に向けた周知・啓発が必要です。

【推進方針】

〇地域住民と連携した生活道路の除雪の推進
　令和4年度に策定した町道除雪計画に基づき、地域への除雪活動支援の周知・啓発に努め、効果的な町道除雪を目指します。

＜再掲＞

施策プログラム	⑥ － 3 － 8	河川管理施設の整備等	
担当課	建設水道課	担当係	建設係
事業名	国・県管理者との事業調整会議		

【脆弱性評価】

〇河川の改修の推進・維持管理の強化等
　本町には、国・県管理の一級河川が4河川（延長18.5km）あります。近年は台風等による豪雨や局地的大雨が頻発しており、令和元年台風第19号による大雨では佐久間川が破堤するなどして、20件を超える床上浸水等の大きな被害が発生しました。気象変動の影響への適応という観点も加えて、計画的な河川管理施設の整備が必要となっています。

【推進方針】

〇河川の改修の推進・維持管理の強化等
　河川の氾濫等による浸水被害を防止・被害軽減するため、国・県が管理する河川の維持管理を強く要請します。

【事前に備えるべき目標】
⑥大規模自然災害発生直後から生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

⑥－４異常渇水等による用水の供給途絶

施策プログラム	⑥ － ４ － １	渇水時における情報共有体制の確保	
担当課	建設水道課	担当係	上下水道係
事業名	福島地方水道用水供給企業団防災訓練		
	桑折町地域防災訓練		

【脆弱性評価】

〇渇水時の情報共有体制確保
町内の渇水状況を把握し、適切な渇水対策の推進を図るため、気象・水源情報や利水状況等のデータ収集などを行い、渇水対策関係者による情報共有及び節水の呼びかけ等の広報を行う体制を整えています。渇水が発生したとしても迅速かつ的確な初動対応を実現できるよう、日頃から渇水に関する基礎的情報の収集と関係者による情報共有体制の強化に向けて取り組んでいく必要があります。

【推進方針】

〇渇水時の情報共有体制確保
渇水が発生したとしても町内の渇水状況を迅速に把握し、的確な初動対応を実現できるよう渇水に関する基礎的情報の収集と、渇水対策関係者（福島地方水道用水供給企業団や、伊達西根堰土地改良区、町内民営簡易水道組合等）による情報共有体制の強化に向けた取り組みを促進します。

【事前に備えるべき目標】
⑦制御不能な二次災害を発生させない

⑦－１ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全や土砂災害による多数の死傷者の発生

＜再掲＞

施策プログラム	⑦ － １ － １	農業水利施設の適正な保全管理	
担当課	建設水道課	担当係	建設係
活用する 交付金・補助金 （補助対象事業）	多面的機能支払交付金		
事業名	県営ストックマネジメント事業		

【脆弱性評価】

〇農業水利施設の適正な保全管理
　農業水利施設の多くは、既に標準耐用年数を経過し、老朽化等による機能低下が進んでいます。地域農業を支える農家の減少、高齢化で施設管理体制に弱体化の傾向があり、農業水利施設の維持管理が課題となっています。災害の発生に備え、農業水利施設の多面的機能が十分に発揮されるよう、各施設管理者による適正な施設診断の実施や施設管理体制の強化を進め、防災・減災に配慮したストックマネジメントの推進及び適正な維持管理等の取り組みにより、安全安心な農業基盤づくりを進めていく必要があります。

【推進方針】

〇農業水利施設の適正な保全管理
　各施設管理者による適正な施設診断の実施や施設管理体制の強化を進め、防災・減災に配慮したストックマネジメントの推進及び適正な維持管理等の取り組みにより、安全安心な農業基盤づくりを推進します。また、多面的機能支払交付金事業の活用による農業施設の修繕改修についても推進します。

＜再掲＞

施策プログラム	⑦ － １ － ２	ダム管理における本町と伊達西根土地改良区との連携・協力・情報提供等	
担当課	建設水道課	担当係	建設係

【脆弱性評価】

〇洪水調節時の連絡体制構築
　本町唯一の藤倉ダムは、1級河川産ヶ沢上流に農業用水等を確保する目的で昭和42年に建設された重力式コンクリートダムです。有効貯水量は87万㎥で放流された水は下流の西根堰へ取水され、町内の農地へ供給する他、上水道の水源にもなっております。令和元年10月の東北大水害では、阿武隈川の水位軽減を図るために当該ダムを含めた周辺ダムで、治水を目的とした洪水調整を行い成果を得ました。このことを契機に国土交通省（阿武隈川の河川管理者）、西根堰土地改良区（藤倉ダムの管理者）及びその他ダム管理者は令和2年5月に治水協定を締結し、管理者間の連携や洪水調整機能の強化を図りました。
　今後は、気候変動の影響等で洪水調整の増加が見込めることから、本町とダム管理者の情報共有を密にした連携強化を図り、下流域住民への迅速な情報発信を可能にする連絡体制の構築が必要です。

【推進方針】

〇洪水調節時の連絡体制構築
　ダム洪水調整時に下流域の防災減災のため、本町とダム管理者の情報共有を密にした連携を強化し、下流域住民への迅速な情報発信を可能にする連絡体制を構築します。

＜再掲＞

施策プログラム	⑦ － １ － ３	河川管理施設の整備等	
担当課	建設水道課	担当係	建設係
事業名	国・県管理者との事業調整会議		

【脆弱性評価】

〇河川の改修の推進・維持管理の強化等
　本町には、国・県管理の一級河川が4河川（延長18.5km）あります。近年は台風等による豪雨や局地的大雨が頻発しており、令和元年台風第19号による大雨では佐久間川が破堤するなどして、20件を超える床上浸水等の大きな被害が発生しました。気象変動の影響への適応という観点も加えて、計画的な河川管理施設の整備が必要となっています。

【推進方針】

〇河川の改修の推進・維持管理の強化等
　河川の氾濫等による浸水被害を防止・被害軽減するため、国・県が管理する河川の維持管理を強く要請します。

＜再掲＞

施策プログラム	⑦ － １ － ４	ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備	
担当課	建設水道課	担当係	建設係
事業名	ため池ハザードマップの配布		
	県へ治山事業実施要望		

【脆弱性評価】

〇ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備
　本町には31か所の土砂災害警戒区域（R5.3.31現在の指定箇所）があります。この区域を記載したハザードマップを令和5年に更新し、町内全戸に配布しました。特に災害発生が想定される区域の住民は、主体的な避難行動が求められるため、ハザードマップを活用して土砂災害のおそれのある区域を周知し、住民が適切な避難行動をとれるよう継続した取り組みが必要です。また、土砂災害から町民の生命と財産を守るため、施設整備及び既存施設の維持管理についても県へ継続的に要請していく必要があります。

【推進方針】

〇ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備
　土砂災害の危険が高まった場合に住民が適切な避難行動をとれるよう、特に土砂災害警戒区域を含む地区住民に対しては災害ハザードマップを活用して危険箇所の周知と土砂災害への意識の高揚に努めます。また土砂災害の被害を防止するため、基礎調査、施設整備事業及び施設の維持管理について県へのはたきかけを継続し取り組み強化に努めます。

【事前に備えるべき目標】
⑦制御不能な二次災害を発生させない

⑦－２原子力発電所等からの放射性物資の放出及びそれに伴う被ばく

施策プログラム	⑦ － ２ － １	放射線モニタリング体制の確保	
担当課	生活環境課	担当係	危機管理係
活用する 交付金・補助金 （補助対象事業名）	除染対策事業交付金（除染対処事業）		
事業名	空間放射線量測定事業		
	食品放射能濃度測定事業		
関連計画名	こおり復興除染実施計画		

【脆弱性評価】

○放射線モニタリング体制の確保
　東京電力福島第一原子力発電所事故で放出された放射性物質は、町民へ大きな健康不安と農業等の産業に甚大な風評被害をもたらしましたが、原子力災害からの復興に向けた、除染、被ばく検査、モニタリング等に取り組むことや放射性物質の物理学的減衰（半減期等）により、現在、町内平均放射線量は、0.09μSv/hまで低下し、原発事故前の水準に戻りつつあります。また、放射線量が低下することで、自家消費野菜等を食品放射能濃度測定に持ち込む件数は年々減少傾向にあります。
　今後は、廃炉作業等で放射性物質の放出など、突発的な事象が起こった場合にも即時に対応するため、引き続き放射線モニタリング体制を確保する必要があります。

【推進方針】

○放射線モニタリング体制の確保
　放射線への不安払拭に向け、町内のモニタリングについては今後も継続、食品についても安全・安心を確保するため食品放射能濃度測定を実施し測定結果について公表します。
　廃炉作業等での放射性物質の放出など突発的な事象が起こった場合に即時に放射線測定ができるよう、測定機器等の校正や維持管理を継続して行い、放射線モニタリング体制を確保します。

施策プログラム	⑦ － 2 － 2	様々な教育分野と関連した放射線教育の推進	
担当課	教育文化課	担当係	こども教育係
事業名	各小中学校で放射線教育に係る授業の実施		

【脆弱性評価】

〇様々な教育分野と関連した放射線教育の推進
　児童・生徒が、放射線に関する正しい知識を身に付けるとともに、放射線から身を守るために適切に判断し行動していく力を育むため、すべての小中学校において、放射線教育を学級活動や各教科等の指導計画に位置付けて実施しています。放射線に関する基礎的な内容について理解を深める学習を中心としつつ、防災、環境、食育、健康、エネルギー、人権及び道徳などの各教育分野との関連を図りながら、子どもたちの未来を拓く放射線教育を推進していく必要があります。

【推進方針】

〇様々な教育分野と関連した放射線教育の推進
　児童・生徒が放射線について基礎知識を持ち放射線から身を守る実践力を身につけるため、引き続き、関係各教科等において放射線教育の授業を実施し、放射線に対する正しい知識と理解のもとに適切に判断し行動していく力を育むよう努めます。

施策に関連する数値指標

指標名	小中学校における放射線教育に係る授業の実施率	現状値	100.0%	目標値	100.0%

＜再掲＞

施策プログラム	⑦ － 2 － 3	震災教訓の伝承・風化防止	
担当課	生活環境課	担当係	危機管理係
関連計画名	桑折町地域防災計画		

【脆弱性評価】

〇地域防災力の向上
　東日本大震災及び原子力災害は、人類がこれまで経験したことのない未曾有の複合災害であり、災害の実態と復興への取り組みを国や世代を超えて継承・共有していくため記録誌「あとから来る者のため」を作成した。原子力災害は、本件にしかない経験と教訓を今後の防災・減災対策に活かすとともに、想像を超える災害が起こりうるという危機意識を喚起し、経験を忘れずに災害に備えることの大切さを伝えることにより、今後も引き続き、震災教訓の継承・風化防止に取り組んでいく必要があります。

【推進方針】

〇地域防災力の向上
　東日本大震災及び原子力災害の経験を風化させないよう記録誌の活用や、記念誌への記録掲載などを通じて震災教訓の継承・風化防止に対する町民意識の醸成に努めます。

【事前に備えるべき目標】
⑦制御不能な二次災害を発生させない

⑦－３農地・森林等の荒廃による被害の拡大

＜再掲＞

施策プログラム	⑦ － ３ － １	食料生産基盤の整備	
担当課	産業振興課	担当係	農林振興係
事業名	恵みの農地再生事業		
	農地流動化奨励金交付事業		

【脆弱性評価】

○遊休農地の解消
　食糧生産基盤である農地は、雨水を一時的に貯留する働きや下流域への土壌流出を防ぐ働きなどの多面的機能を有しており、遊休農地の増加による荒廃化は、自然災害時の被害リスクを増加せることとなります。また、農業者の高齢化や年々増加する鳥獣被害等は、農業に対する意欲の低下につながり、特に耕作条件の悪い農地の遊休化が進んでいます。
　今後は食糧生産基盤である農地を守るために遊休農地の解消を促進し農地の有効利用を図る必要があります。

【推進方針】

○遊休農地の解消
　食糧生産基盤である農地を守るためには、耕作放棄地の実態把握が必須であり、農地利用状況調査や全農家アンケート調査を実施することで情報を整理し、遊休農地とならないよう所有者への指導を実施していきます。また、恵みの農地再生事業を柱として遊休農地を優良な農地へ再生し、地域の担い手へ集積を進める取組み等を促進していきます。

施策に関連する数値指標

指標名	耕作放棄地の面積	現状値	51.3ha(R4)	目標値	35.0ha(R6)

＜再掲＞

施策プログラム	⑦ － ３ － ２	治山関係施設の整備等	
担当課	建設水道課	担当係	建設係
事業名	県へ治山事業実施要望		

【脆弱性評価】

○治山関係施設の整備等
　町の治山事業については、昭和16年から平成24年にかけ、福島県により64区域の災害予防・復旧事業等が実施されました。現在では老朽化や経年劣化による機能低下が見受けられ、山地斜面の崩落・地すべり等が懸念されます。そのため、維持管理や施設整備など適切な措置が取られるよう県へ働きかける必要があります。

【推進方針】

○治山関係施設の整備等
　山地斜面の崩落・地すべり等による被害の防止及び山林の機能を維持するため、渓流や山腹斜面を安定させる治山施設の整備の要望に努めます。

施策プログラム	⑦ － 3 － 3	災害に強い森林の整備	
担当課	産業振興課	担当係	農林振興係
活用する 交付金・補助金 （補助対象事業名）	福島県森林整備補助金		
	福島県森林病害虫等防除事業補助金		
	里山林保全対策事業補助金		
	ふくしま森林再生事業補助金		
事業名	保全松林健全化整備事業		
	里山林保全対策事業		
	福島県森林病害虫等防除事業		
	ふくしま森林再生事業		
関連計画名	桑折町森林整備計画		

【脆弱性評価】

○災害に強い森林の整備

本町の森林面積は1,877haあり総面積の44%となっている。森林・林業産業については、原子力災害に伴う避難指示や放射性物質による汚染等の影響により、森林整備や林業生産活動が停滞し、水源かん養や山地災害防止機能等の森林が有する多面的機能の低下が懸念されており、継続的な森林整備や災害に強い森林づくりを推進する必要があります。

【推進方針】

○災害に強い森林の整備

原子力災害に伴う避難指示や放射性物質による汚染等の影響により、森林整備や林業生産活動が停滞し、水源かん養や山地災害防止機能等の森林が有する多面的機能の低下が懸念されている状況にあることから、森林整備と放射性物質対策を一体的に取り組み、多面的機能を高度に発揮できる健全な森林整備や山村経済の振興等を図り、災害に強い森林づくりを促進していきます。

【事前に備えるべき目標】
⑦制御不能な二次災害を発生させない

⑦－３農地・森林等の荒廃による被害の拡大

＜再掲＞

施策プログラム	⑦ － ３ － ４	農業水利施設の適正な保全管理	
担当課	建設水道課	担当係	建設係
活用する 交付金・補助金 （補助対象事業）	多面的機能支払交付金		
事業名	県営ストックマネジメント事業		

【脆弱性評価】

○農業水利施設の適正な保全管理
　農業水利施設の多くは、既に標準耐用年数を経過し、老朽化等による機能低下が進んでいます。地域農業を支える農家の減少、高齢化で施設管理体制に弱体化の傾向があり、農業水利施設の維持管理が課題となっています。災害の発生に備え、農業水利施設の多面的機能が十分に発揮されるよう、各施設管理者による適正な施設診断の実施や施設管理体制の強化を進め、防災・減災に配慮したストックマネジメントの推進及び適正な維持管理等の取り組みにより、安全安心な農業基盤づくりを進めていく必要があります。

【推進方針】

○農業水利施設の適正な保全管理
　各施設管理者による適正な施設診断の実施や施設管理体制の強化を進め、防災・減災に配慮したストックマネジメントの推進及び適正な維持管理等の取り組みにより、安全安心な農業基盤づくりを推進します。また、多面的機能支払交付金事業の活用による農業施設の修繕改修についても推進します。

施策プログラム	⑦ － 3 － 5	鳥獣被害防止対策の充実・強化	
担当課	産業振興課	担当係	農林振興係
活用する 交付金・補助金 （補助対象事業名）	鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合支援事業）		
事業名	有害鳥獣対策やぶ刈り払い事業		
	有害鳥獣対策ICT活用実証事業		
	有害鳥獣侵入防止柵維持管理事業		
関連計画名	桑折町鳥獣被害防止計画		

【脆弱性評価】

○鳥獣被害防止対策の充実・強化
　農家の後継者不足等の影響により耕作放棄地や放任果樹園が増加し、イノシシ、サル、クマ、カラスなどによる農作物被害の増加や人的被害の発生が懸念されています。平成28年度には、イノシシによる被害を防止するため、山林と中山間の集落との境界に侵入防止柵を設置しましたが、里側に残ったイノシシも多く引き続き精力的な捕獲が必要です。また、効果的な捕獲に加え、生息環境の管理や被害防除を組み合わせた総合的な対策や、地域住民・関係機関等と連携した鳥獣被害防止対策を推進していく必要があります。

【推進方針】

○鳥獣被害防止対策の充実・強化
　イノシシ、サル、クマ、カラスなどによる農作物被害の抑制と人的被害を防止するために、平成28年度に設置した侵入防止柵については、地元町内会と連携した適切な維持管理に努めます。また、イノシシの捕獲については、有害鳥獣対策実施隊と緊密に連携しながら進めるとともに、ICTを活用した実証実験を行い、効率的・効果的な捕獲に努めます。生息環境の管理や被害防除については、電気柵の設置に対して補助する資材購入事業補助金のメニューにワイヤーメッシュ柵を加えるとともに、耕作放棄地などのヤブ刈り払いを実施し、地域住民や関係機関等と連携しながら総合的な鳥獣被害防止対策を促進していきます。

【事前に備えるべき目標】
⑦制御不能な二次災害を発生させない

⑦－３農地・森林等の荒廃による被害の拡大

施策プログラム	⑦ － 3 － 6	農業の担い手確保・育成	
担当課	産業振興課	担当係	農林振興係
活用する交付金・補助金（補助対象事業名）	福島県新規就農者育成総合対策事業補助金		
	福島県農業振興事業補助金		
事業名	桑折町就農者支援事業		
	桑折町農業後継者奨励事業		
	経営所得安定対策等推進事業		
関連計画名	桑折町農業振興地域整備変更計画		
	桑折町森林整備計画		
	桑折町地域農業再生協議会水田フル活用ビジョン		

【脆弱性評価】

○農業の担い手確保・育成
本町の農業担い手については、令和5年3月末時点で64名の認定農業者がおり、令和4年度の新規就農者支援事業を活用した者は6名（内訳：桑折町就農者支援事業補助金4名、桑折町農業後継者奨励金2名）います。また、30a以上を耕作する農業経営体数は、482経営体あり、経営基盤の強化を図るための経営所得安定対策事業や団地化奨励金事業を推進してきました。しかし、農業従事者の高齢化や経営体数の減少、原子力災害による風評被害や営農意欲の減退等があり、耕作放棄地は年々増加傾向にあります。
今後も農地等の荒廃に伴い災害時の被害が拡大する事態を回避するため、認定農業者・新規就農者等の確保・育成に取り組む必要があります。

【推進方針】

○農業の担い手確保・育成
農地等の荒廃に伴い災害時の被害が拡大する事態を回避するために、農用地の利用集積や経営の規模拡大・効率化を促進し、経営基盤の強化を図ることで農業担い手の確保・育成を図ります。また、農業従事者の増加を目的とした農業生産法人の認定、一般企業の参入を促進していきます。

【事前に備えるべき目標】
⑦制御不能な二次災害を発生させない

⑦－４風評等による地域経済等への深刻な影響

施策プログラム	⑦ － ４ － １	風評等の防止に向けた適切な情報発信・販売対策等	
担当課	産業振興課	担当係	農林振興係
活用する 交付金・補助金 （補助対象事業名）	「ふくしまプライド。」県産農林水産物販売力強化支援事業補助金		
事業名	「ふくしまプライド。」販売力強化支援事業		

【脆弱性評価】

○風評等の防止に向けた適切な情報
　東日本大震災からの復興及び原子力災害の影響による風評の払拭に向けて、米の全量全袋検査や食品の放射能濃度測定の検査など生産管理による安全・安心の確保、モモなどの農産物等の魅力についてのＰＲ・情報発信など様々な観光誘客に取り組んできました。今後も、風評払拭に向けた粘り強い取組や戦略的・効果的な対策手法等について検討・取り組むことが必要です。

【推進方針】

○風評等の防止に向けた適切な情報
　災害等の発生に伴う誤認識や消費者の過剰反応などの風評により、地域経済が甚大な影響を受けるという経験を踏まえ、消費者が必要とする正確な情報をいち早く収集し、適時適切に情報発信していくことが、風評払拭に向けた粘り強い取組となることから、各種検査や生産管理による安全・安心の確保や観光資源、農産物等の魅力をPR・情報発信することを継続するとともに更なる戦略的・効果的な対策手法等について検討していきます。

【事前に備えるべき目標】
⑦制御不能な二次災害を発生させない

⑦－４風評等による地域経済等への深刻な影響

＜再掲＞

施策プログラム	⑦ － ４ － ２	放射線モニタリング体制の確保	
担当課	生活環境課	担当係	危機管理係
活用する交付金・補助金（補助対象事業）	除染対策事業交付金（除染対象事業）		
事業名	空間放射線量測定事業		
	食品放射能濃度測定事業		
関連計画名	こおり復興除染実施計画		

【脆弱性評価】

○放射線モニタリング体制の確保
東京電力福島第一原子力発電所事故で放出された放射性物質は、町民へ大きな健康不安と農業等の産業に甚大な風評被害をもたらしましたが、原子力災害からの復興に向けた、除染、被ばく検査、モニタリング等に取り組むことや放射性物質の物理学的減衰（半減期等）により、現在、町内平均放射線量は、0.09μSv/hまで低下し、原発事故前の水準に戻りつつあります。また、放射線量が低下することで、自家消費野菜等を食品放射能濃度測定に持ち込む件数は年々減少傾向にあります。
今後は、廃炉作業等で放射性物質の放出など、突発的な事象が起こった場合にも即時に対応するため、引き続き放射線モニタリング体制を確保する必要があります。

【推進方針】

○放射線モニタリング体制の確保
放射線への不安払拭に向け、町内のモニタリングについては今後も継続、食品についても安全・安心を確保するため食品放射能濃度測定を実施し測定結果について公表します。
廃炉作業等での放射性物質の放出など突発的な事象が起こった場合に即時に放射線測定ができるよう、測定機器等の校正や維持管理を継続して行い、放射線モニタリング体制を確保します。

＜再掲＞

施策プログラム	⑦ － ４ － ３	伝染病対策の充実・強化	
担当課	生活環境課	担当係	環境係
事業名	狂犬病予防注射事業		

【脆弱性評価】

○伝染病対策の充実・強化
伝染病予防対策として、飼い犬には、市町村への登録申請と年に1回の予防注射が義務付けられており、本町においても、年に1度畜犬の集合注射を実施しています。しかしながら、近年は飼育態系の変化から室内犬等の増加により、未登録犬及び予防注射未接種の飼い犬が増加している状況にあります。今後も飼育者に対し、未登録犬の登録と予防接種の必要性について周知する必要があります。

【推進方針】

○伝染病対策の充実・強化
未登録及び未接種の飼い主に対して適正な手続き、飼育を促すとともに他の飼い主に対しても、広報誌等を通じて適正な飼育の周知に努めます。

【事前に備えるべき目標】
⑧大規模自然災害発生直後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

⑧－１大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

施策プログラム	⑧－１－１	災害廃棄物処理計画の策定・推進	
担当課	生活環境課	担当係	環境係
事業名	災害廃棄物処理計画の策定		

【脆弱性評価】

○災害廃棄物処理計画の策定・推進
　災害時に発生する大量の災害廃棄物は、収集運搬、処理・処分などを円滑に進めることで、復旧・復興の妨げにならないよう伊達地方衛生処理組合と連携し実施してきました。今後は、更なる大規模災害に対応するため、県計画との整合を図りながら、国の「災害廃棄物対策指針」に沿った町の災害廃棄物処理計画を策定中です。

【推進方針】

○災害廃棄物処理計画の策定・推進
　災害発生時に災害廃棄物を円滑に処理するため、県計画との整合性を図りながら災害廃棄物処理計画の早期策定に努めます。

施策プログラム	⑧－１－２	災害廃棄物等の処理・収集運搬体制の充実・強化	
担当課	生活環境課	担当係	環境係
事業名	災害廃棄物処理事業		

【脆弱性評価】

○災害廃棄物処理等の処理・収集運搬体制の充実・強化
　災害廃棄物の処理は、伊達地方衛生処理組合で受け入れし処理していますが、衛生処理組合だけでは、処理が困難な量の災害廃棄物が発生することも想定されるため、更なる広域処理の体制や民間施設の協力体制を整える必要があります。

【推進方針】

○災害廃棄物処理等の処理・収集運搬体制の充実・強化
　大量に発生する災害廃棄物の収集運搬・処理について、県や近隣市町村との連携により、広域処理体制を整え、民間事業者との協定締結などの協力体制も構築し、災害廃棄物の処理体制の強化に努めます。

【事前に備えるべき目標】
⑧大規模自然災害発生直後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

⑧－２復旧・復興を担う人材の絶対的な不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

＜再掲＞

施策プログラム	⑧－２－１	大規模災害時における広域応援体制の充実･強化	
担当課	生活環境課	担当係	危機管理係
関連計画名	桑折町地域防災計画		
【脆弱性評価】			
○市町村相互応援協定の推進 大規模災害時に町単独では十分な対応が困難な場合に備え、他の市町村と協定を締結し、災害時に物資の供給や職員の派遣について相互に応援する体制を構築しています。今後も、発災時に迅速に対応できるよう関係機関と連携を強化する必要があります。			
【推進方針】			
○市町村相互応援協定の推進 大規模災害時に人的･物的支援を円滑に実施できるよう、相互応援協定を締結する市町村との間で、防災訓練に相互に参加するなど、応援体制の強化に努めます。			

施策プログラム	⑧－２－２	災害時応援協定締結者との連携強化	
担当課	生活環境課	担当係	危機管理係
関連計画名	桑折町地域防災計画		
【脆弱性評価】			
○災害時の応援体制の整備（応急復旧支援） 大規模自然災害発生後でにおいて、応急対策を迅速かつ効果的に行うため、関係機関と災害時の応援協定等を締結していますが、さらに円滑な対応を図るため、防災訓練等防災訓練等を通じて一層の連携強化に努める必要があります。			
【推進方針】			
○災害時の応援体制の整備（応急復旧支援） これまで、東北電力（株）、桑折町電気工事組合及び福島県LPガス協会県北支部と協定を締結し、災害時の応急対応に備えていますが、引き続き連携を強化し、災害協定の実効性をの高めます。			

施策プログラム	⑧ － ２ － ３	災害・復興ボランティア関係団体との連携強化	
担当課	生活環境課	担当係	危機管理係
関連計画名	桑折町地域防災計画		

【脆弱性評価】

〇災害・復興ボランティア受入体制の確立
　大規模災害時の被災者支援において、他地域等からのボランティアの活動が大きな役割を果たすことから、災害発生後速やかにボランティアを必要とする町民を把握するとともに、ボランティアの受入体制を整える必要があります。

【推進方針】

〇災害・復興ボランティア受入体制の確立
　災害時における災害ボランティアセンターの設置と運営の協力に関して、桑折町社会福祉協議会と連携するとともに、ボランティアが求められている活動内容の全庁的な情報集約やボランティア活動に必要な物資調達の体制づくりにも努めます。

【事前に備えるべき目標】
⑧大規模自然災害発生直後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

⑧－３地域コミュニティの衰退により復旧・復興が大幅に遅れる事態

＜再掲＞

施策プログラム	⑧－３－１	自助・共助の取り組み促進	
担当課	生活環境課	担当係	危機管理係
事業名	桑折町地域防災訓練		
	「桑折町地域防災計画」の見直し		
関連計画名	桑折町地域防災計画		
【脆弱性評価】			
○地域防災力の向上 本町では、東日本大震災以降、災害に備える自助・共助・公助の意識を保ち、その意識をさらに高められるよう「桑折町地域防災計画」により防災訓練等を実施し、ハザードマップの作成・配布に取り組むなど減災に向けた活動を行っています。災害による被害を軽減するためには、防災に関わる機関による「公助」の取り組みとともに、一人一人が自分の身を守る「自助」の取り組みと地域の協力による「共助」の取り組みを促進し、その連携により地域防災力を高めることが重要です。			
【推進方針】			
○地域防災力の向上 地域防災力を向上するため「桑折町地域防災計画」を随時見直すとともに、防災関係機関による「公助」の取り組みを強化し、一人一人が自分の身を守る「自助」の取り組みと地域の協力による「共助」の取り組みを促進します。			

＜再掲＞

施策プログラム	⑧－３－２	自主防災組織等の強化	
担当課	生活環境課	担当係	危機管理係
事業名	各地区における防災活動のサポート		
関連計画名	桑折町地域防災計画		
【脆弱性評価】			
○自主防災組織等の活性化 本町ではすべての町内会で自主防災組織が結成されていますが、災害発生時に効果的な活動ができるよう、日頃から各種訓練等を行い、地域の実情に応じた適切な組織体制を構築する必要があります。			
【推進方針】			
○自主防災組織等の活性化 「本町の自主防災」は町内会や住民自治協議会が担っており、住民の安否確認や避難誘導、避難所の開設・運営など、災害発生時に組織的かつ効果的な活動ができるよう、各種訓練実施へのサポートを行い、地域の実情に応じた適切な組織体制や地域内の協力体制の構築を促進します。			

＜再掲＞

施策プログラム	⑧ － ３ － ３	避難行動要支援者対策の推進	
担当課	健康福祉課	担当係	福祉介護係
事業名	避難行動要支援者名簿設置事業		
関連計画名	桑折町地域福祉計画		
	桑折町地域防災計画		

【脆弱性評価】

○避難行動要支援者名簿の作成と支援
　避難行動要支援者名簿は、災害時に自力で避難することが困難な方(65歳以上の独居世帯、75歳以上のみの高齢者世帯、障がい者等)が対象者となり、本町では、令和2年2月時点で約2,000名程度が対象者となります。名簿は一度作成しても対象者の介護度や障がい等の変更が出てくる可能性があるため、名簿を継続的に更新していく必要があります。また、要支援者の避難の手伝いや安否確認等の支援をするためには、町の職員だけでは人手が足りないことから、協力団体と連携をする必要があります。

【推進方針】

○避難行動要支援者名簿の作成と支援
　避難行動要支援者名簿は、対象者の内容変更や新規対象者の追加することで継続的に情報を更新し、民生児童委員や町社会福祉協議会などの協力団体と連携して支援を行うことで、地域における避難支援体制の整備に努めます。

【事前に備えるべき目標】
⑧大規模自然災害発生直後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

⑧－４貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

施策プログラム	⑧ － ４ － １	指定文化財（建造物）の防災対策	
担当課	教育文化課	担当係	生涯学習係
活用する交付金・補助金（補助対象事業名）	国宝重要文化財等防災施設整備費補助金		
	社会資本総合整備交付金（都市再生整備計画事業）		
事業名	旧伊達郡役所防災設備改修工事		
	旧伊達郡役所周辺整備事業		
関連計画名	桑折町歴史的風致維持向上計画		

【脆弱性評価】

〇旧伊達郡役所の耐震化、防災設備の現状
　国指定重要文化財旧伊達郡役所の耐震化については、東日本大震災による災害復旧工事の際に、文化庁指導のもと、耐震診断及び耐震補強を実施しています。令和3年、4年の福島県沖地震においても被災しましたが、耐震補強の効果により、被害が軽減されました。また、建物の防火設備として、故障していた動力ポンプを令和2年度に修理しました。今後も、貴重な歴史的遺産を後世に継承していくため、利用者の安全と防災を考慮しながら進める必要があります。

【推進方針】

〇旧伊達郡役所の耐震化、防災設備の充実
　建築から140年が経過する旧伊達郡役所を確実に保存し、後世へ継承するため、利用者の安全面と防災面を考慮した機能や周辺整備を目指します。

第５章　　計画の推進体制

１　基本目標

桑折町国土強靭化地域計画策定委員を中心とする各課横断的な体制の下、国土強靭化に関する情報を共有し、強靭化施策に係る進捗状況や課題等を踏まえた計画の見直しを検討するとともに、国、県、関係機関、民間事業者等と緊密に連携・協力して、本計画に基づく国土強靭化施策の推進を図ります。

２　進捗管理と見直し

各プログラムの達成状況や進捗を適宜検証し、PDCA サイクルにより進捗管理を行います。また、社会経済情勢の変化や総合計画をはじめとする本町の各種計画等との調和を勘案しつつ、毎年必要に応じて施策の追加や計画の見直しを行います。

桑 折 町 国 土 強 靭 化 地 域 計 画

（令和5年6月改訂）

桑折町役場　生活環境課
〒969-1692　福島県伊達郡桑折町大字谷地字道下 22 番地 7

電話:024-582-2123

FAX:024-582-2479